

令和3年第1回（1月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和3年1月27日 開会

令和3年1月27日 閉会

西伊豆町議会

令和3年第1回（1月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招議員	2
第 1 号（1月27日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○議会運営委員会報告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○動議提出	42
○議案第2号の修正動議の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○閉会宣告	71
○署名議員	72

西伊豆町告示第2号

令和3年第1回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年1月13日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1. 期 日 令和3年1月27日

2. 場 所 西伊豆町役場 議場

3. 付議事件

- (1) 西伊豆町サンセットコイン事業基金条例の制定について
- (2) 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）
- (3) 令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	堤	豊	君	3 番	山	本	智	之	君		
4 番	芹	澤	孝	君	5 番	高	橋	敬	治	君	
7 番	西	島	繁	樹	君	8 番	西	島	繁	樹	君
9 番	堤	和	夫	君	10 番	山	本	榮	君		
11 番	増	山	勇	君							

不応招議員（1名）

6 番 加 藤 勇 君

令和3年第1回（1月）臨時町議会

（第1日 1月27日）

令和3年第1回（1月）西伊豆町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年1月27日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 西伊豆町サンセットコイン事業基金条例の制定について
日程第 4 議案第2号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）
日程第 5 議案第3号 令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	堤	豊	君	3番	山	本	智	之	君		
4番	芹	澤	孝	君	5番	高	橋	敬	治	君	
7番	山	田	厚	司	君	8番	西	島	繁	樹	君
9番	堤	和	夫	君	10番	山	本	榮	君		
11番	増	山	勇	君							

欠席議員（1名）

6番 加藤 勇 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	星	野	淨	晋	君	副	町	長	椿	隆	史	君			
教	育	長	鈴	木	秀	輝	君	総	務	課	長	高	木	光	一	君
まちづくり課	長	長	島	司	君			健康福祉課	長	白	石	洋	巳	君		

防 災 課 長 佐 野 浩 正 君

教育委員会事務局 真 野 隆 弘 君

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 大 谷 きよみ 君

書

記 山 本 征 司

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

会議を開会する前に申し上げます。本臨時会の議席については、前回の定例会同様、新型コロナウイルス感染予防対策のため、変更させていただきましたので、ご報告いたします。

6番加藤勇君から、本臨時会を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。ただいま出席している議員は、9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎議会運営委員会報告

○議長（山本智之君） 議会運営委員会副委員長、山本榮君。

○議会運営委員会副委員長（山本 榮君） 議会運営委員会から報告いたします。

本日の臨時会は新型コロナウイルス感染予防対策のため、議会の傍聴席を16人までとしております。

以上、報告いたします。

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 直ちに本日の会議を開きます。

質問、答弁は、的確に分かりやすく要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクのランプが付いたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いすると共に、固有名詞などには十分注意して発言を行ってください。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布しましたが、防災課長は欠席となります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本智之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

10番 山本 榮 君、

11番 増山 勇 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山本智之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第3、議案第1号 西伊豆町サンセットコイン事業基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第1号 西伊豆町サンセットコイン事業基金条例の制定について。

西伊豆町サンセットコイン事業基金条例を別紙のとおり制定する。

令和3年1月27日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） ただいま上程されました議案第1号について、ご説明申し上げます。まず、この条例を制定する理由についてご説明いたします。

町では町内における経済の活性化を目的に、昨年5月からサンセットコイン事業の運用を開始し、現在約2億円が町内に流通するに至っております。新型コロナウイルス感染症拡大により疲弊した地域経済の活性化を図るためにも、このサンセットコイン事業を継続していく必要があります、その財源の保全を図るため新たに基金の設置をしたいので、この条例を制定するものでございます。

資料を1枚おめくりください。制定内容につきまして、第1条からご説明いたします。

第1条では、今お話した設置目的を規定しております。

第2条は、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすること。

第3条では、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条では、運用基金の処理として、預金利息等はこの基金に編入することを定めております。

第5条では、町長が財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を、歳計現金に繰り替えて運用することができるということ。

第6条では、基金の処分について規定をしております。

また、この条例に定めるもののほか、この基金の管理について必要な事項は、町長が別に定めることができることを第7条において規定しております。

なお、附則ですが、この条例は公布の日から施行をいたします。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 第5条ですね、町長が財政上必要であると認めるときは、確実な繰戻

しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。という文言があるんですけど、これはどういうことなのか。もう少し具体的に分かりやすく説明していただけますか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 本来でありますと、基金は条例で定める特定の目的に応じて確實且つ効率的に運用されなければなりません。この条例案のように繰り替え運用と呼ばれる規定が置かれた場合には、その基金の取り崩しではなく、町長の判断により歳計現金としての繰り替え運用が認められ、一定期間到来後には約定の利息等を付してその基金に返還するということとなります。

こちらの規定につきましては、他の基金条例と同様に、サンセットコイン事業基金条例においても運用が図れるようにということで規定をさせていただきましたけれども、当町の場合は、これまでにこの繰り替え運用を行ったことは一度もありません。あくまでも万が一、例えば災害、大規模災害が起きて基金が必要になったというような場合が想定されると思いますが、この繰り替え運用を行う場合のために、この規定を設けさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今の説明を聞いても、ちょっとよくわからないんですけど、結局はこの5条が発動することはあまりない、こういうふうに捉えてよろしいですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい。当町においては、これまで発動したことはございませんので、おそらく今後もないものと思っております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） この基金の繰越分、令和2年から3年の繰越分、それから令和3年の新規分。これを見込んで、総額どれくらいで基金運用していくような形になりますか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 現在その試算をしております。具体的な金額はまだ出ておりません。

○議長（山本智之君） よろしいですか。

ほかに、ありますか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 基金の積立の件なんですけど、全協で説明があったんですけど、この資料、当日に渡されて説明されてもなかなか理解できなかつたんですけど。当日、8,000万円積立てるという話があったんですけど、当初。それは8,000万円は、繰越分プラス一般会計からの持出ということになるのか。

それと、基金操出の場合の取崩しの基準というのは、どういう基準で取り崩していくのか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まず、8,000万円というお金をご報告したということでございますけども、まだ今のところ、先ほど高橋議員の方にもお答えさせていただきましたが、繰り越す額を、まだ調査中というか試算しておりまして、具体的な金額に至るといふ具体的な金額を出すところまでは至っておりません。

それから、処分のことでございますけれども、基金の処分についてですが、基金の一部または全部を取り崩すという意味でございまして、基金の取り崩しの基準はということでございますけども、支払いのあった分のみを取り崩すという形で行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ちょっと最後のところ、何を基準にと。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 簡単な仕組みとして説明させていただきます。ふるさと納税基金があるかと思いますが、形態的に同じ状況でございます。一度入れて頂いたものは、まず基金の中で、ふるさと納税はプールをして、それから約半分ですね、3割が返礼品、2割が事務経費ということで出して、そこの出し入れに関しては、入りについての50パーセントは出るという数字は見込めます。ただ、このサンセットコイン事業につきましては、基本入ったものはすべて出るという計算になりまして、令和2年度に入っているお金というのは、令和2

年度に使わなければ令和3年度に確実に出さなければいけません。

ただ、3月31日まで、お金をチャージしたり、いろいろな方法でサンセットコイン事業に入ってきたお金の総額が確定しないので、この基金を作る上でいくら繰り越さなければいけないという金額が確定しないので、先ほど言ったように、いくら基金に積むんだというふうに言われても、そもそも残っている金額が不明でございますので計算ができない。今それを調査しているというものでございます。

ただ、今後期限のあるものにつきましては、それで切れるわけですけど、個人チャージしたのものについては、基金で受け皿を作っておかなければ、それをずっと繰越明許していくことは不可能でございますので、こういった基金を作らせていただいているというものでございます。

仮に、令和2年にチャージをして、すべてが令和3年に皆さんお使いいただければいいんですけど、令和4年まで跨いだ時には、この基金条例がないと繰り越せないというのがあるので、その受け皿として作るものでございまして、お金自体は歳計現金として必ずプールされているところから入って出てを繰り返しておりますので、この基金に積まれたのでそれがずっと持ち越されるというものではないというご理解をいただきたいと思います。

処分につきましては、基本的にはお使いいただければ処分はしないわけでございますが、中にはこのチャージが残った状態でお亡くなりになられる方も当然出てまいります。そうすると処分をしなければいけないので、ここに処分というものが文言として載ってくるということでご理解をいただければと思います。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 処分とか基金の取り崩しの基準というのは、ちょっとよくわからなかったんだけど。ただこの基金の取り崩しでもって、このサンセットコインの運用を図っていくということですけど、ただ現状を見ていると、これって以前から言っているけど、このサンセットコインを使うことで何らかの特典を付与しなければ継続は難しんじゃないかと思うんだけど、そのへんのことについてはどう考えているのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その件につきましては、山田議員が12月の議会の時に一般質問をされまして、当局としても、そういったものは今後考えていく必要があるというふうに思ってお

ります。ただ、その件につきましては、今現在そういったことに関して予算の執行がないわけでございますので、今現在ではそのことについて発言することはできません。ただ、3月議会の当初予算にはそういったことも盛り込む必要があるのではなかろうかということで、今予算を作っておりますので、それが作られた暁には令和3年度からそういったポイントを付与していくというようなことは可能になるかというふうには思っております。ただ、それについては、まだ予算が通っていないものをここで軽々に申し上げることはできませんので、担当課長のほうも今そういったものを調査中とか、数字は言えませんという答弁になっているというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今、町長の言うこととか、課長の言う話、調整中で金額が確定していない部分というのはよくわかります。一つだけ、3月、年度末時点で使い切ってしまうなければ消滅してしまうものに関しての報告のこと、どれだけ使ったのか。使い切れないで、例えば本当にこんなこと言うところちょっと語弊っていうかあれが、使い切らずに亡くなられた方も出るでしょうし、使わなかったというふうな人に関して、どれだけありましたよという報告等はするつもりなんですか。そのへんどうですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 使い切らなかった部分の報告については、逆に今現在使われている報告はしておりますので、そういった形で報告はしようというふうには考えております。

ただ、2月に入ってから、ある意味健康づくり給付金などで、こちらからポイントチャージしたものが使われていないという、使われたか使われていないかパソコンでデータでわかりますので、そういう形跡のあるところについては、個別にまだ残っていて手がついておりませんが、お使いになられませんかというご連絡は差し上げようかということは考えておりますので、基本的にはチャージされたものがすべて使っていただけるということで、町としては取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山本智之君） これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第1号 西伊豆町サンセットコイン事業基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第4、議案第2号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第2号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（10号）。

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,069万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億2,637万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月27日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは、議案第2号についてご説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものになりますが、歳入はふるさと応援寄付金、ふるさと応援基金繰入金の増額でございます。歳出におきましては、ふるさと応援寄付金の増額に伴うふるさと応援基金積立及びふるさと振興費の増額、その他に新型コロナウイルス感染症対策費、認定こども園用地購入費などがございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読をいたします。まず、歳入です。

14款国庫支出金、250万4,000円、17億142万8,000円。2項国庫補助金、250万4,000円、15億2,824万6,000円。

17款寄付金、1項寄附金共に2億円、16億13万3,000円。

18款繰入金、1項繰入金共に2億7,819万1,000円、21億849万9,000円。

歳入合計に4億8,069万5,000円を追加し、98億2,637万8,000円としたいものでございます。

次に歳出をお願いいたします。

2款総務費、146万2,000円、15億4,418万7,000円。1項総務管理費、47万円、13億7,664万円。4項選挙費、99万2,000円、567万6,000円。

4款衛生費、1,573万6,000円、6億1,332万5,000円。1項保健衛生費、1,573万6,000円、1億9,673万1,000円。

6款商工費、1項商工費共に1億9,963万7,000円、20億2,779万円。

8款消防費、1項消防費共に95万円、4億7,588万5,000円。

9款教育費、6,291万円、7億8,631万7,000円。1項教育総務費、6,152万1,000円、3億6,887万1,000円。3項中学校費、138万9,000円、4,527万4,000円。

12款諸支出金、2項基金費共に2億円、17億2,442万8,000円。

歳出合計に4億8,069万5,000円を追加し、98億2,637万8,000円としたいものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書 1 総括歳入ですが、こちらにつきましては、先ほど説明いたしました第 1 表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので省略をさせていただきます。

次に歳出です。こちらにつきましても、1 表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

4 ページをお願いします。2 歳入です。主なものをご説明させていただきます。

18 款 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金の 1 億 1,358 万 4,000 円につきましては、主には新型コロナウイルス感染症対策事業への充当分になりますが、第 3 次の地方創生臨時交付金の確定及び新たな補助制度整備後には、財源更正で減額をさせていただきたいというふうに思っております。5 目のふるさと応援基金繰入金につきましては、返礼品、それから事務費事業充当分として繰入れるものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出になります。

2 款 1 項 6 目企画費 11 節、役務費の郵便料の 47 万円につきましては、ふるさと納税寄付者の増加に伴い、カレンダー郵送分の増額となっております。

2 款総務費 4 項選挙費 5 目の町長・町議会議員選挙費ですが、10 節需用費の消耗品につきましては、ポスター掲示板費用の当初予算額を低く見込んでいたための増額。また、選挙が 4 月早々に実施されることから、選挙準備を円滑かつ確実にを行うため、今年度中に準備できるものは早めに用意させていただきたく増額をするものでございます。

11 節役務費の郵便料につきましては、投票所入場券の郵送料になりますが、4 月になってから郵送することから、来年度予算に計上するため、今年度分は減額させていただくものでございます。

4 款 1 項 2 目予防費は新型コロナ対策費用になりますが、主にはワクチン接種体制確保のための事業費となります。そのほかのものとして、11 節の役務費の PCR 検査手数料は、感染拡大の防止を図るため濃厚接触者との接触者に対する早期検査を実施するもの。17 節備品購入費の PCR 検査機器購入費の 230 万円につきましては、96 検体を同時に検査できる機器を診療所に整備するものでございます。

6 ページをお願いします。

6 款商工費 1 項 2 目商工振興費の 18 節営業継続支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として商工業者に対して支援をするものでございます。また、27 節の繰出金の水道事業会計繰出金につきましても、新型コロナウイルス感染症対策の一環として水道料金減免に対して、その額を一般会計から水道事業会計へ繰出すものでございます。

9款教育費になりますが、1項2目事務局費の21節の修学旅行キャンセル料補償金は、新型コロナウイルス感染症対策として小学校の修学旅行が中止となった場合のキャンセル料となっております。

次に、5目文教施設整備費、16節認定こども園用地購入費の用地につきましては、先川地区となります。

7ページをお願いいたします。

9款3項3目中学校教育振興費の18節、負担金、補助及び交付金の中学校就学準備給付金は、令和3年度入学予定者の学生服購入に対しまして、一人3万円を補助するものでございます。

次の5目、中学校統合準備費、10節施設修繕費につきましては、賀茂中学校の男子トイレのフラッシュバルブの交換修繕となっております。

以上主なものの説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは補正予算書の6ページをお願いしたいと思います。

9款1項5目の文教施設整備費の公有財産購入費に関連しまして報告したい事項がございますので、説明させていただきます。先日の1月19日に行われました議会全員協議会においてご質問がございました2点について、ご回答いたします。

1点目は高橋議員からの質問で、原案と道路を挟んだ土地に認定こども園を建設した場合、開発行為になるのか、とのご質問ですが、土木事務所に確認したところ、原案が開発行為となった場合は、一連の事業とみなし開発行為となる。開発行為でなければ、他の単独事業として1万平方メートルを超えなければ開発行為にならないとの回答でありました。

2点目は、堤和夫議員からのご質問で、原案と道路を挟んだ土地に認定こども園を建設したらどうかとの提案がございましたので、令和元年度の委託した造成基本設計の成果資料を用いて想定事業費を算出しました。また、山本榮議員からは、各案の事業費の比較したものを提示してほしいとの依頼がありましたので、今回4つの案の事業費を比較したものをお配りしました。

それでは、お配りした資料をご覧いただきたいと思います。

原案である同一敷地案ですが、建物の建設費用として、小中一貫校は約22億5,000万円。屋内運動場は約11億1,000万円。認定こども園は約5億1,000万円で、合計で約38億7,000万円を

想定しております。

続きまして、プールの建設で約2億2,000万円。グラウンドや外構整備で約4億2,000万円。調査・設計で約1億7,000万円。施設設計や監理で約2億6,000万円。既存施設解体で約2億4,000万円。用地取得や造成費用で約7億。進入路整備で約2億6,000万円。合計で約61億4,000万円を想定しております。

続きまして、先川案です。事業費の合計が約56億7,000万円で、同一敷地案と比較しますと、約4億7,000万円の減額と見込んでおります。理由としましては、認定こども園の建物の赤字の部分になりますが、認定こども園の建物の建設費として約3,000万円の減額を見込んでおります。こちらの理由としましては、津波浸水想定区域外のため、盛土高を1メートルから1.5メートル程度として想定し、そうした場合、杭長も短くなると想定しております。

2点目が用地取得・造成費としまして、新に用地取得として今回ご提案させていただきます6,100万円の取得料を想定しております。

2点目が、敷地造成工事として約1億4,000万円を見込んでおります。こちらは津波浸水想定区域外に計画することにより、擁壁の構造が大きく変わるためになっています。擁壁につきましては、L型擁壁でH3.メートルで算出しております。

続きまして、堤和夫議員からのご提案ですが、事業費の合計が約63億で、同一敷地案と比較しますと、約1億6,000万円の増額と見込んでおります。理由としましては、調査、設計費で2,000万円の増額となっていますが、こちらは擁壁の詳細測量や用地測量などが増額になると見込んでおります。

2点目が用地取得・造成の関係です。こちらは新たに用地を取得するという形で約5,800万円を見込んでおります。また、敷地造成工事として、7億2,000万円を見込んでおります。こちらにつきましては、西伊豆中学校のグラウンドの現状地盤との比較をしまして、約60センチほど低いところでありました。実際に盛土の高さを4メートルで算出しております。擁壁工事の施工延長も25.7メートル増えるということで、同一敷地内より増額と見込んでおります。続きまして、芹澤議員からのご提案ですが、事業費の合計が約86億6,000万円で、同一敷地内にあると比較しますと、25億2,000万円の増額と見込んでおります。

理由としましては、認定こども園の建物の建設費で約5,000万円の減額を見込んでいます。こちらについては、杭工事を除いて算出しております。

2点目は調査・設計費ですが、1,000万円の増額ということで、こちらは造成設計と工事監理の部分で2,000万円増えると見込んでおります。最後につきましては、用地取得、また造成

ということで、こちらのほうは全協で業者さんに来ていただいて、ご説明させていただきましたが、あくまでも芹澤議員の提案の中で想定の中で、この間算出させていただいた金額がこちらになったという状況になります。

こちらの3つの案につきましては、あくまでも想定の数値を入れ込んで出したものであるもので、ここの想定の中でのことをご理解いただければと思います。全員協議会での質問に対しての回答は以上になります。

本予算の上程の主旨としましては、整備計画の方向性が定まっていない状況では、県などの関係機関と具体的な協議も進めることができませんので、こども園地の用地購入費の予算確保という形で文教施設整備計画の方向性を定め、基本計画や各種業務委託を進めていきたいというものでございます。

また、先川地区の土地購入費を計上した理由としましては、一つ目として津波浸水想定区域外などの安全な場所に認定こども園を建設したいということで、2つ目は保護者説明会においてアンケート調査を行いました。約65パーセントの保護者が先川案という意見だったこと。3つ目は小中一貫校から近く、かつ地権者の同意が得られた一団の土地であったということ。4つ目は議員の皆さまからご提案いただいた各種案を、想定事業費を算出しました。事業費を比較したところ、一番安価と想定されたこと。5つ目は都市計画法の改正により開発区域に急傾斜地、崩壊危険区域などの災害レッドゾーンが含まれることとなったため、当該計画地には盛土造成して認定こども園を建設することができないということが明らかになったということ。以上のことから認定こども園の建設場所は先川が最適であると判断し、改めて提案させていただいたものでございます。

なお、購入金額につきましては、高額すぎるというご意見もございましたので、平米単価を見直しをしまして、総額で6,100万円で計上させていただきました。ご承認いただきましたら、この予算の範囲以内で購入するように進めていきたいと思っております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終了しました。

暫時、休憩します。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時14分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 5ページお願いいたします。先ほど4款衛生費、保健衛生費の項目の中の12節、失礼しました11節の役務費73万6,000円、PCR検査手数料、それから17節の備品購入費でやはりPCR検査機購入費の説明がありました。その時に11節のこのPCR検査手数料につきまして、濃厚接触者がちょっとすみません、何て、90名ってそういう説明だったと思うんですけど、その意味がちょっとわからないもので、教えていただけませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 11節の30万の内訳につきましては、1万5,000円掛ける20名でございます。濃厚接触者につきましては、保健所のほうが公費でやっていただけるんですけども、私達はその一回り外、濃厚接触者の接触者もしっかりとカバーをしていくということで、今までやってきましたし、これからもそういった方々の調査をしたい。ただ、それについては国の公費はつきませんので、町のほうで予算を取って対応をしたいというものでございます。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 私も勉強不足だと思うんですけど、濃厚接触者というのは新聞等でいっぱい書いてあるんですけど、改めて質問しますけど。濃厚接触者の定義は、どういうことを濃厚接触者と言うんですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 濃厚接触者でございますけども、患者の感染期間内に接触があった方で、具体的に言いますと、患者と同居あるいは長時間の接触、社内とか飛行機の中等も含みます、があった者。または適切な感染保護なしにマスクとかですね、患者を診察、または看護若しくは看護していた者。患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者。手で触れることのできる距離、目安として1メートルと言われておりますが、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者。この人達を濃厚接触者と言っております、そこまでは保健所のほうで行政検査といたしまして公費で行います。

その一回り外は行いませんもので、先ほど町長が言いましたように、その分で接触があったとか危ないと思われる場合は、町のほうで検査をしたいというような格好で考えておりま

す。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 先ほどご質問ありました96検体につきましては、17節の備品購入費のPCR検査購入機器で一度に検査できる検体が96検体ということでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 3点質問いたします。まずは5ページ、これの今のPCR検査機器購入費230万円ですね。従来のものは田子診療所の先生のポケットマネーということですけども、それよりも能力のあるものを230万円で今回買うんだということですけども、備品ということになってるといことは、これは町の備品として、田子診療所に貸与するのか、という確認です。

それから2点目が、6ページ。ここの6款商工費、18節交付金、これ6,470万円ですね。その下の水道料の減免3,300万と合わせて先ほどの230万含めてですね、今、昨日衆議院を通った、そして28日におそらく成立する政府の第3次補正、これの1億円を見込んでの事業だと思うんですけども、全協でも言いましたように、かなりタイムリーにいろんな商工会、あるいは観光業者、これを支援してきたにもかかわらず未だそれはばら撒きだという町民も少なからずいるということで、たまたま今日の朝刊ですか。静岡新聞、あるいは伊豆新聞。ここに、商工会長並びに観光会長から町に要望があったというふうな記事が載ってました。差し支えなければ、これ具体的にどういう要望であったのか。これを聞かせてもらいたい。

それから、3点目ですけど、先ほど先川の用地購入の6,100万についての補足説明があったわけですけど、この中で都市計画法施行令これの一部改正で同一敷地内に子ども園の敷地を埋立して造成することは、令和4年4月1日からできないということが判明したわけですけども、その場合、この子ども園は別に建てるにしても、既存の小中学校、仁科小、西伊豆中学を解体して新たに今計画している校舎並びにその体育館、これの建設は間違いなくこの地でできるのかどうか。

先ほど原案が開発行為になった場合とかならない場合というような表現があったんですけども、子ども園さえ外せば、子ども園の埋立造成を外せば、今の所に間違いなく小中一貫校、体育館、場合によってはプール、これが建設できるのかどうか。これの確認。その3点をお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 5ページの備品、それと6ページの交付金の関係の要望内容につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。6ページの6,100万の費用をかけて先川の用地取得があるが、そもそも先川に幼稚園を持って行って建つのかというご質問でございますけれども、現仁科小、西伊豆中にある所に認定こども園を併設して建設しようという計画が立ってから県のほうにいろいろな調査を掛け、ボーリング調査もし進んできました。これっていうのはその計画があったからこそ、県に照会がかけれたというものでございまして、3.5メートルの嵩上げも当初は3億を見込んでいたのが、県に照会をかけたところ、とてもじゃないがそれではこの盛土工はできませんというので、6億5,000万掛かるということがわかってきたというのは、議員も記憶にあるかと思います。

県のほうは計画がないものに関しては、照会をかけてもほとんど回答をしていただけない。そもそもそれを本当にやるのか、決まってないのを返事はできないというようなことでございます。ですから、仮にその3億5,000万上乗せの部分ももっと早くわかっていれば、そういったことも回避できたとは思いますが、状況がそういうことでございますので、この6,100万が通り、あそこに幼稚園が移転、統合するという計画が成立しないと、なかなかその11月に閣議決定された、そのレットゾーンに対する盛土であったりとか埋め土に関する工事についても、県の照会の答えがそもそもその計画は存在しておりますかというところから進んでいきますので、照会の答えが戻ってこないというのがございます。

ですから、何としてもその計画という青写真をまず作るためにも、土地購入費を盛り、可決を頂いて、その計画の方向性を明確にしないといけないという状況でございますので、この金額を盛らせていただいているというものでございます。ですから、議員おっしゃるように、もしこの6,100万円を取って、最終的に県に照会をしたところ、法改正によってできないということもゼロではございません。これは結局照会をかけなければ、答えが返ってこないというものでございますので。ただそうは言っても今の計画では、これが仁科地区に校舎を建て園を建てるについては一番安価ということで、先ほど局長のほうから説明をさせていただきましたので、それを元にしてこの金額を盛り、通った結果、県に照会を掛けていきたいというものでございます。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 次に5ページのPCR検査の機器の関係でございますが、町が購入し、診療所に貸与する方向で考えております。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 観光協会それから商工会のほうから提出されたれました要望書についてお話をさせていただきます。内容につきましては、11都府県に発令中の緊急事態宣言やGo Toトラベルの全国一斉停止を受けまして、町内観光業者等は相当厳しい状況でございます。

国は緊急事態宣言発令区域を中心とした支援策を打ち出しているものの、制度上当町の事業者が支援を受けることは、たいへん難しい状況となっております。そうした中で一刻も早い町独自の支援策を打ち出してほしいというものでございますが、具体的には売上減少などで打撃を受けている西伊豆町の全事業所に行き渡るよう特別給付金の支給をお願いしたいということが1点。

それと、特に売上げ落込みが激しい宿泊業と飲食業並びに納入事業者に迅速な支援をお願いしたいという内容でございました。

以上です。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 1番についてはわかりました。それから2番については、全協でも申しましたけども、新聞等で出たにしてもですね、これはそういうばら撒きという声は根強いわけですから、この支援内容についても十分に吟味して決定し、我々にも知らせてもらいたいというふうに要望しておきます。

それから3つ目の質問ですけども、そうならば少なくともこども園を同一敷地、今まで考えていた同一敷地案はもうできないと。そしてそれをどこかに持っていくと。その跡地に今まで考えていた、いわゆる小中一貫校なり何なりを建てるという青写真がなければ、いつまでたってできない。あるいは場合によっては、この急傾斜崩落地域を含まない土地を新たに探して、そこに小中一貫あるいはこども園を含めて建てる。こういうことになってくるという解釈ですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そのとおりになります。私達は結局それがなければ、そもそもこの計画自体が頓挫します。プラス、もし、この6,100万円を可決いただいて、先川の土地購入費が決まるイコール計画の青写真ができる。県に照会した結果、建たないということになると、当然仁科地区の建設はあきらめなければいけません。

これは3.5メートルの嵩上げをして、そこに盛土をして、園舎園庭を造ることをあきらめたのと同じものでございまして、私達がいくらやりたいと言っても制度上できないということ

になります。ただ、できるかできないかは計画がないと照会が掛からないし、明確な答えが返ってこないののでできないというものでございまして、このままいきますと、ずっと中学校は賀茂中、4月1日から行って西伊豆中になりますけども、宇久須に行ったままになるということプラス、仁科の小学校は海拔の低い所でずっと学校生活を送らなければいけない。

それと園舎については移転先が決まりませんので、伊豆海と仁科認定こども園はずっとそこにあるということで、当初から保護者から依頼というか要望がございました、こども達を津波浸水区域から外した安全な所での保育ということができないということになりますので、できればこの先川で、まずは青写真を作らせていただきたい。そのためにその土地購入の費用を認めていただきたいというものでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 6ページですね、商工費のところ、先ほど来いろいろ出てきます営業継続支援金のことなんですけども、商工業者あるいは観光協会からは、要望等々も来ているという話なんですけども。新聞等々にもいろいろ発表があった、報道があったということなんですけども、その一番下の方にもですね、例えば伊豆漁協さんのほうで、漁業のほうの売り上げも相当響いているよというふうな話もありました。そちらのほうの要望等々も今後考えていくというふうなことはありませんでしょうか。そのへんどうですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） たいへん申し訳ございません。伊豆漁協さんのコメントがある新聞をちょっと私読んでいないかもしれなくて、その記事がわからないので何ともお答えがし難いんですけど、商工会さんから出ている要望につきましては、この新型コロナウイルスの関係でG o T o が止まり、緊急事態宣言が首都圏を中心に出されている。そして、お客さんが減っているということで、飲食、宿泊のみならず影響が出ている全業種に対して支援をしてくださいということでございますので、当然漁業者、農業者などもこれの要望の中に入っているというふうに町としては捉えております。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 申し訳ございません。伊豆新聞の、商工会さんと観光協会の会長が町長に要望に行ったというところの一番下の方に、「潮の響き」みたいな一番下の所にありました。記事としてというか、一番の下の方に載って、2020年の水揚成績を公表したら相当漁業関係の落ち込みもひどいよというようなことであつたものですから、そういったところの

支援も今後、この金額でできるかはどうかわかりませんが、考えていかなければならないのかなというふうには思っているものですから、そういう頭があるのかなというふうなところ。

それからすみません、もう1点だけお願いできますか。先ほど来あります、コロナのですね、PCR機器の購入費、これはたいへんけっこうなことだと思うんですけども、田子の診療所さん、スタッフが限られていると思うんですよ。そういった時に、そのコロナの対応のほうにどっと押し寄せて、例えば通常の業務、本来やるべき業務が、これは診療所のほうで考えることなんだろうけども、滞ったりということがないような、そういった指導とかいうものはできないものなんですか。そのへんは大丈夫なんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） すみません、「潮の響き」の欄をちょっと今回私、今朝読み忘れたというか、そこまで目がいきませんでしたので、そこに書いてあったことは存知ないということで、文の中身についてはコメントはできないわけでございますけども、漁協さんなどともお話をしておりますと、いろいろな影響で水揚げが減っているのも当然のことながら、水揚げしたものの魚価が低いので収入が少なくなっているというふうなことも聞いております。また、漁業さんの所に観光客さんが来られないので、そういった海産物の売り上げが減っているであるとか、西伊豆町であれば仁科漁協さんが沖あがり食堂をやっておられますけども、そこにもG o T oが止まり自粛要請が掛かっている中で、外からのお客さんが減っているという売上減ということも聞いておりますので、そういったものについてもきめ細かく対応していく必要はあるのではなかろうかというふうには思っております。ただ、先ほど高橋さんからご指摘がございましたように、ばら撒きであるというご批判を頂いている状況でございますので、そのへんはしっかりと対応しながら、西伊豆町のそういったことに携わっている方々の下支えは、しっかりとしていきたいというふうに思っております。

コロナの件に関しましては、今現在も笹井先生の所で若干独自におやりになっているということでございます。この96検体一斉にできるものを投入することによって、町民の方が殺到するということは想定はしてございません。また、今現在も診療所に来る際には、電話連絡をしてからお越しく下さいということをお願いをしておりますし、仮に診療所に急に来られたとしても、待合室を密にしないということで中に入れず、人数制限を掛けているというふうなことで聞いております。また、その疑いがある方につきましては、診療所には入れることはせず、駐車場でお待ちいただいて先生が診るというような対応を取っておりますの

で、これを導入することによって、通常診療に弊害が及ぶということはあるかというふう
に思います。

また、この機械を入れることによって、先生がどうこうということではなく、パソコンと
機械の連動の中で結果判定はできると思いますので、さほどこれにより業務の障害はないと
いうふうには考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

10番 山本榮君。

○10番（山本 榮君） 10番、それでは6ページの教育施設について。認定子ども園の用地購
入費について伺います。先般の全協の時に、これは再提案したい旨の話がありました。その
時に、今までの案とそれから先川に移転する案と、その先川に行くと安くなるという説明は
何度も受けてますけども、それに対する内容が明確に伝わっていない。それがために議会の
理解が今まで得られてこなかった。ですからもう少し先川に行くことによって、こういうふ
うな削減ができるんだって、先ほど教育委員会から口頭で説明がありました。しかし、私は
今までも口頭の説明ばかり多くて数字的な提案がない。それを提示してほしいというもの
をお願いしてあったんですよ。

今回配られたこの資料、これはもう数か月前に私は資料請求しました。それが今日になっ
て出てきました。ですからちょっとその間に町長のひとことで広報にも提示された。議会に
示されてない数字がどんどん世論で独り歩きしている。ですから私が今回請求している数字
的なものを出してほしいというものも、当局は独り歩きすると困るという考えもあるのかも
しれないけども、もうすでに議会に提示しない資料が独り歩きしているケースがいくつもあ
るんですよ。ですから、先ほど教育長、教育委員会事務局長が説明したような内容、そうい
うものを数字的なものを提示して欲しいと思いますが、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この同一敷地案と先川案につきましては、急に出てきたわけではなくて、
議員もおっしゃるように、もうすでに公表はされているものでございます。他のものにつ
きましては、どの程度求められているのかわかりませんでしたので、今回2つ載せさせてい
たきました。芹澤さんのものについても、嵩上げと言うことは言われましたけど、どうい
ったものを想定されているかということとはわかりませんでしたし、逆にこの金額をはじくた
めには本来であれば設計業者さんに委託をしなければなりません。それはこの前全協の時に
来ていただきましたけども、ご好意でやっていただいた数字でございませぬ。

この堤議員の案につきましては、既存のものにメートル数を掛けて行っておりますので、この数字が正確かというふうに言われると、それはわかりません。もし、正確なものを求めるのであれば、基本設計の契約書を交わしてやらなければいけない。今回この仁科小学校、西伊豆中学校の所にですね、新たなものを建てる基本設計については、当初予算でご承認をいただいて、確か契約金額は1億を超えている金額だったと思います。

これをやらないとこの数字じゃそもそも出ないんです。出したとしても、あくまでもこれは基本設計です。たぶん榮さんが欲しいとおっしゃっている数字については、詳細設計を掛けなければ出てこないものでございまして、その数字については私達も捕まえることができない。ですから計画を進めさせてもらわなければ困るというものでございます。

黒い所の数字が、横にずっと続いているのは、何をやったとしてもこれは同じ金額でございます。ですから、同一敷地案であろうが、先川案であろうが堤和夫議員案であろうが、芹澤孝議員案であろうが、小中学校の統合を、もしした場合、じゃあ外壁をもうちょっと安いのにしようとか、加藤さんが内装については木材を使えというふうにおっしゃってございましたけど、木材を使うと高くなるから削れと言う案もすべて同じです。これが先川案だから安くなるということはありません。同一案でも他の案でもそれは下がります。

この赤いところは、同一に下がらないもの、ここだけ変化するものがこの数字でございます。ほかのものについては、先川をやろうが、同一案をしようが何をしようが詳細設計をかけた結果は同じ数字にしかありませんので、こういったものを出させていただいたというもので、明確に分かっているものは先川に行くことによって、約4億円ぐらいの金額が下がるというものを提示を今までしているということで、詳細設計については基本設計が終わってからのステップでございまして、それは今本当に町も持ち合わせておりませんので、出せないということでございます。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 町長ね、その詳細までは求めてないんですよ。例えばこの下から2番目の用地取得・造成、これが先川案で2億6,000万円という数字がでました。その2億6,000万円をはじき出したものが手元にあるはずですよ。先ほど説明しました。そういうものを口頭の説明じゃなくて、数字として提示してほしい。ですから、より正確なものを求めているわけじゃないんですよ。ここにある数字はすべて正確とは思っておりません。でも、この2億6,000万円はじき出した根拠を示してもらわないと、今まで反対された議員の賛同することになり替わる、切り替わるできないと思うんですよ。

今までと同じ提案をされているだけだと、やはりこういうふうな状況でこうなると先川案はこの理由で安くなるんですよ、安全なんですよ、そういうものをもっと細やかな資料を議会に提示しないと、やはりいつまでたっても、この先川案は議会の理解が得られないままでいくような気がするんですよ。いかにしたらこの議会で理解が得られるか、そのようなことももう少し考えてほしいと思うけど、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 明日、所管事務調査があるということで、そこで出るというようなお話は聞いておりますけども、その数字、確かに議員おっしゃるように、出すべきなのかなあというふうに思いますが、町としても一番微妙なのが、それを出すことによって今度はそれが独り歩きするというのがあります。これは過去にもございました。じゃあそのメーターいくらと、何を根拠に出しているんだと言われると、あくまでも算定基礎なので、明確には答えられないんですよ。そうすると、何で明確に答えられないものが出てくるんだということになるわけですよ。ですから、そういったものについては以前も第1常任委員会のほうで所管事務調査が行われたというふうには聞いておりますけども、まあそういった所で求めていただければ、私達の答えられる範囲内では今までもお答をさせていただいているかというふうに思います。ですから、3.5メートルが県の指導が入って6億5,000万になった。算定基礎は何なんだというふうに言われますと、その設計は組んでいないので出せないわけですね。ただ、地下について何メートル掘らなければいけない。壁はどのぐらい、基礎工をこのぐらいのものやっとうごうというのがありますよ、今度逆に言うとう何でそんな太い杭があるんだというふうに言われると、それはあくまでも算定基礎として積んでいるものでございますので、それ以上もう答えられないので、そもそも数字を出すこと自体が危ないので、こういう数字しか今まで出せていないというものでございます。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 町長、慎重になることもわかりますよ。ただ、算定基礎は細かく要求しているんじゃないかと、2億6,000万、原案よりもこういう理由で2億6,000万になりました。そういう大まかな数字は出せるはずですよ。独り歩きするかしないかは、こういう物が保護者の説明会で説明されたり、広報の新聞に載ったりすればもう一人歩きしているわけですから。もうどんどん数字は議会が知らないうちにどんどん独り歩きしてますよ。今回こういうふうにするとう先川で安く上がって、児童が安全に教育できますよ。そういうのをやはりもっと表に出していただかないと、今までずっともうこの議会の理解が得られていないんですか

ら、やはり得られるためには、どういう資料が必要か、もう少し思い遣りというか気遣いをしたような資料を提供していただかないと、また同じ堂々巡りで理解が得られないような気がするんですよ。

ですから前の全協の時に、2億6,000万円になる内訳の数字を出してほしい。ですから大まかな数字でいいんですよ。先ほど教育委員会局長が説明したああいう数字を出してもらえれば納得できるんですよ。今までも説明しましたよ、説明しましたよという話はいくらもある。その説明内容、じゃあ数字として出してもらえるか。だって今まで出てこないから。先ほど教育委員会が説明した資料の数字的なものをここに出す考えはありますかということ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 紙では出してはおりませんが、口頭では説明をして、たぶん算出根拠は言っていると思います。先ほど堤和夫議員の案が、なんで同一敷地案だと7億なのに、8億4,000万になるかというふうなことも、何メートルで掛けておりますというようなことも口頭では言っております。ただ、紙で出さないのに関しては、私たちは本当にこの数字が正しいのかというふうに言われると、あくまでも算出根拠ですから、紙で渡していないだけでございまして、説明は口頭でしているというふうに思っております。

紙ので資料請求については、過去からずっとそうですけど、通常の資料請求のルートがあれば、私たちは拒んだことが一度もないというふうに思いますので、その正規のルートで要求はされていないので教育委員会は出していないのではないだろうかというふうに思います。口頭では詳細について説明はしていると思いますので、仮に今回の数字でもう一度ということであれば、算出の根拠については局長の方から読み上げていただければと思います。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 今、同じところ、榮議員がいいことを言っていたわけですけど、なんですか、これは。堤議員案、教育長何ですか、これは。私は63億でそんな案を私やりますか。高いから何とかしなさいとずっと言っているんでしょう。そんな63億、町民のあれは認めてもらえませんよ。まわりのあれじゃあ。じゃあ堤議員はどのくらいの案を考えているんですか。そう言われれば、この小計の所ですよ。40億以下ですよ。いくら高くても。40億ならば半分ぐらい補助金をもらって20億で建てれるでしょう。何でこんなに堤和夫議員案なんて、こんな63億が、こんなのが出せるんですか。町長じゃなくて教育長答弁お願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これはですね、前回の19日の全協の時でも堤議員のほうからお話はいただいているかと思いますが、現有の西伊豆中学校の付近に土地を購入して嵩上げをして幼稚園を建てたらどうかというご提案をいただいております。本体工事の小中学校の一貫校のところについては、ご提案をいただいておりますので、原案をそのままスライドさせたというものでございます。

○議長（山本智之君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） ご指名ですからお答えいたしますけども、今、町長が言ったのと同じ回答になるかと思いますが。前回の時に堤議員からご提案のあった内容が校舎のほうとかそのもののことには触れておらず、土地、幼稚園の設置場所ですね。こども園の設置場所について今の西伊豆中学校のグラウンドの道を挟んだ反対側の所に建ててはどうかというご提案をいただきましたので、それについてそこに造った場合は、どうなるかということでこのような試算をさせていただきました。そうしたら、このような額になるんだろうということです。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長、私がそれじゃそっちでいきますよ。用地取得・造成、私が言ったのは、法改正がありましたよね。法改正があって、もう50センチ以上の盛土は開発行為になると。だから、もう盛土じゃなくてそのままあそこに建てちゃって、盛土じゃなくてそのまま体育館の上の耕作放棄地をそのままあれしちゃって買っちゃって、そこに建てたらどうですか。そうすれば周りにいっぱい、先生、それで中学生になれば裏山にはもう逃げれるでしょう。そういう意味で言ったんですよ、この開発行為がもうあれだって。盛土にあれしてなんて一言も言ってませんよ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 言われていることの議論が、論理がですね、破綻をしております。そもそもなぜ幼稚園の園舎、園庭を盛土をしなければいけないかということについては、保護者から安心安全な園において保育をしてほしいという要望がありましたので、同一敷地内に3.5メートルの嵩上げをして、そういったものを造るという方向で進んでおります。これは、小学校中学校は関係ありません。園については、じゃあ園庭で子供が10人遊んでいて、保育士さんが仮に一人二人いらっしやったらとしましょう。浸水区域内で保育をしている時に、子どもが腰を抜かせた、パニックを、パニック障害を起こした。何人の子供を引き連れて高台まで上がるんでしょうか。ということを見ると、保護者から要望が出ている高台ではなけ

れば、安全に保育はできないということから議論がスタートしております。ですので、ここに盛土をせずに園庭、園舎を造ることはそもそも想定されておりませんので、津波想定区域から外れた安全な所で先川で造りましょうというのが先川案でございます。

小学校の所、確かにこの小計の38億減らすためには、小中一貫校造らないという選択はあろうかと思いますが、そもそも平成28年に統合案が一回破綻をしております。これは仁科の小学校、中学校は津波想定区域内にあるプラス耐震性が賀茂中、賀茂小に劣っているということから宇久須、安良里の保護者、また住民の方から安全じゃない所に子供たちを通わせることはできないというところで、この統合が破綻していると町は認識をしております。

ですから、仁科の今の現有地を使うのであれば、安心安全にできる津波浸水想定区域から外れた所で授業を行うというものが前提でございますので、1階に下駄を履かせ、2階部分は教職員の何ですかね、職員室であったりとかというものを配置し、3階以高の安全な所で学校の授業が受けられるという設定をすると、どなたの案であろうがこの22億5,000万は掛けなければいけないということになります。

逆にそういったお金を掛けずにやれということであったならば、浸水想定区域から外れている賀茂小、現有の賀茂中学校を使って統合をするという案になってくると思いますので、私達は逆に保護者はその当時は宇久須、安良里の方々は反対しましたけれども、安全なものが仁科にできるのであればそちらに来てもいいという要望というか、ご回答がありましたので、この同一の敷地で建てようという努力をしているわけでございます。

ですから逆に、仁科地区の方がそうはいつでもお金を掛けないから、掛けなくてもいいから賀茂小、賀茂中を使っていいよということであれば、一番安価にできるのではなかろうかと、これも以前から申し上げさせていただいたかと思っておりますので、本当にお金を掛けないのであれば、その案が一番最低な金額で物事が進むのではなかろうかと思っております。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 町長ね、町長認識おかしいんじゃないですか。私と一緒に町議やっている時に、西伊豆中、仁科小の耐震補強やったじゃないですか。それでA判定出てるでしょう、地震の。それはご存知ですよ。だからあれでしょう、仁科小の校舎や西伊豆中のあれが安全でないという認識はちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 予算案とは関係ありませんけど、質問が来ましたのでお答えさせていただきますけど、当然耐震補強をやったのは存じ上げております。ただ、西伊豆中について

は、耐震性が1aと1b、館によって分かれている。中学校の施設とすると、西伊豆中より賀茂中のほうが耐震性が優れているんですね。これは事実なわけですよ。そうするとどちらが安全かと言われれば、賀茂中のほうが安全なわけございますので、子どもをお預かりする町としては賀茂中を選択する方がベストではなかろうかということになります。

加えて津波浸水想定区域から賀茂中は外れております。であるならば、西伊豆中を使うよりは賀茂中を使うという選択肢は、普通は選ばれるのではなかろうかと。ただ、賀茂中を使う選択肢を外すためには、安全な校舎を新たに造らなければいけないので、この22億5,000万、高額ではございますが、掛けなければいけないといことで今この事業を進めているものでございますので、現有の校舎を使うという議論を蒸し返すのであれば、賀茂中の校舎を使うということになろうかと思えます。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 堂々巡りになりますので、一人3回ですのでね、最後にしますけど。

用地取得・造成の下、進入路整備、これ2億6,000万円も掛けているわけですけど、一番最初の私たちに説明した案は、今既存ある築地バス停からのまっすぐなあれを広げて、それからぐるっと回って築出に出るといようなそういうような案をこう示したわけですけども、今やられているのは、田んぼをつききってトラック2台がゆうに通れるんでしょうけど、そういうような進入路が今造られているわけですけど、それに関してもこの、数字というのは出せないんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 何の数字を求められておるのがわかりませんので、お答はできませんけども、たぶん当初おっしゃるようにバス停の所から来るものでぐるっと回って、たぶんみんなの家さんのほうを回るといような案を出したかと思いますが、これについては仮にそこを工事車両などが入った場合、今やられている農業の方にもご迷惑が掛かるということと、路面が痛むというものがございます。それプラス道幅が狭く、小学校の角の所にちょうどぶつかるとい思うんですけど、あそこを大型車両が曲がりきるのも容易でないということも考慮し、もう一本工事用道路を造るといことで進んでおります。

この件につきましては、確かに工事の車両が入るといことで、工事を当初進めましたが、防災の計画を作っていく上で、仮に災害がおこって仁科地区の避難所が西伊豆中、仁科小に設置された場合、現有の所には大型車両が入ってこれないという想定から一本あそこに災害用道路を造らなければいけないということになっておりますので、あるならば学校建設に合

わせて災害用道路として最終的には本線活用ができるような工事をしようということで進めているものがございます。

これについては予算を取って行っておりますので、たぶん数字は出せるというふうに思いますが、今堤議員がおっしゃられている数字を出すの数字は何を指しているのかわかりませんので、もし明確にわかるのであれば言うていただければ教育委員会のほうから出させていたいただきたいと思います。

○議長（山本智之君） どうですか。堤議員。

いいです。今、質問、町長のがありましたので。

○9番（堤 和夫君） はい。当然数字と言うのは当然あれですよ。土地買収費とかその道路を造るにおいて掛かる数字に決まっているじゃないですか。数字と言えは。常識的に考えて。町長近頃あれだよ、うまいですよ、逃げ方が。基本で考えてください。そういうのはね。いいですよ、もうこれでいいです。

○議長（山本智之君） 回答いいですか、町長。

○町長（星野淨晋君） あの、数字と一言言ったら、何の数字かわからない。当然じゃないですか。しかも土地買収はされていないんです。今借地です。この数字を出せとふうに言われますか。予算書に載っておりますから、数字は既に出ております。設計費についても、設計費がなければ契約はできませんので出ております。別に町が数字を出していないんでなくて、その一覽という数字を出せということであれば出ますけど、個別の数字についてはすでに出ておりますんで、別に町が出していないわけではありません。

○議長（山本智之君） 質疑の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時06分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

質疑ありませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 6ページ、6款商工費の中の18節、27節。負担金、補助金及び交付金の6,470万、それから繰越金の3,300万円、それともう一つだけやらせてください。教育費のと

ころの6,100万円のこの金額のところですが、この2つを質問したいと思います。

まず、商工費の質問でございますが、こう見ると交付金として営業継続支援金を6,470万円、それから水道事業を3,300万ということで、今回出ております。これにつきまして我々全員協議会も水道については説明を受けてこういうあれになっておるんですが、これは交付金事業で国会のほうも成立しましたもので、約1億が来るということですから、基本的にはわが町には何らひびかないということ、負担を掛けないということなんですが。

先ほど議員さんのほうから、ばら撒きという言葉がでましたが、今、このところの質問事項としては、私はばら撒きじゃないと思います。これは交付金であり、また先ほどのあれですが、今町がどれだけ苦しい状況にあるかということで、先ほど観光協会、それから商工会長も来て、町長にということで新聞にも、伊豆新聞の両方にも出ておりました。非常に今の町は厳しい状況になっています。従いまして、これは数字が変わるんですけど、今言ったようなばら撒きという言葉は、今、私は必要ないと思います。

今、助けてください、助けてくださいという言葉がばんばん入って来てます。ここで使わないと、あとになってというのはきかないですよ。倒産しちゃいますから。簡単です。倒産した所にはお金はやりません。それはあたりまえのことですから。従いまして、ここはちょっとたいへん申し訳ないですけど、質問がちょっと外れちゃいましたけど、約1億円のこれが9,770万が上程されましたけど、これは交付金の先ほども質問がありましたが、約1億円は交付されて町に負担がないということでよろしいですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 堤議員、国会通ったとおっしゃいますが、国会は正式にはまだ通っておりませんので、そこだけはお間違いのないようお願いをしたいと思います。一時的には財調取り崩して対応しますが、おっしゃるようにたぶん1億ぐらいは来るだろうということを見込んで行っておりますので、町に対する負担はございません。

ただ、議員は観光業者さんなので、私はばら撒きじゃないというふうにおっしゃいます。私達もそうは思っておりません。ただ、そういう声がありますというのは事実です。なので高橋議員もそういう声があるんだから気をつけれというふうにおっしゃっていただいていると思いますので、仮に本当にそういうふうにするのであれば、議会として、これはばら撒きではないということを明確に広報してほしいと思います。

ですから、町としてはしっかりと下支えをしないと、議員がおっしゃったように潰れてからでは目が当てられないので、こういった水道のものであるとか、商工業者さん又はいろん

なこのコロナによってダメージを受けている方の下支えをさせていただきたいというのがこの金額でございます。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） これにつきましては、ぜひばら撒きではない。町を、町民を助ける、そういう趣旨で我々も議会として、もし早急に要望、今度議会としての要望が出されるなら、また改めて提案をさせていただくということを考えます。

それと6ページの一番下の教育費のこの6,100万円が、今回上程されています。当初というか前回の時は6,600万円であったんですが、今回500万円が減額になってますが、何かこの500万円が安くなった理由というのがあったら教えていただきたいんですが。いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 結局これがですね、数字が先走りしてこの6,600万が出たことによって、それを平米単価で割って、この平米これじゃ高いだろうとという方達がいらっしゃったというようなお話を聞きました。私達は議会の時に説明はさせていただきましたが、ここが天井ですよと。ただ、これは町の購入するものでございますから、地主さんとしっかりと交渉をさせていただいて、少しでも安い金額で買わせていただきます。ただ、予算がないことには、物事が進みませんのでこの金額を提示をしましたということで、申し上げさせていただいたかと思えます。

でございますけど、やはりその土地に対して高いという声がある以上、同じ金額で上程することはできませんので、6,100万円に下げさせていただいたと。かといってじゃあこの6,100万円を平米数で割ってこの平米単価、坪単価が決ったということを誤解されますと、またこれは困ったことになるわけでございますけども、一応としてはこの金額で収まるような形で土地購入の交渉をしたいと。それは先ほど局長のほうから説明をさせていただいたかと思えますけども、これ以上の金額は出さない。確実にこれよりも少ない金額で購入できるような交渉をしたいというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） もう1点だけすみません。これ関連質問ですけど、先ほど堤和夫議員が進入路の、学校に入る所の進入路のあれ言ったんですけど、ちょっと私その資料がたまたま手元にあったものでちょっと発表させていただきます。西伊豆町文教施設等整備事業、

○議長（山本智之君） 堤議員、質疑ですので。

○1番（堤 豊君） 今その説明、名前を言うておこうかと思ったもので、それで令和2年10

月1日から令和3年3月25日の間に契約額で2,200万円で静岡コンサルで契約しておりますから、この道のことを和夫さんはおっしゃって、それでまだコンサルでこれで、我々はこれを賛成という形でやったんですけど、これからこれがもし進めばということで和夫さんが質問したんじゃないかと思ったもので、そのへんちょっと余分でしたけど、私あれしたもので、2,200万のこのあれについては、業務委託はしたけどそこ後はまだ進展してないけど、だけでもう工事は始まっているんからどんなものなのかなあとと思ひまして、それを質問します。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 設計が進んで事業がというふうにおっしゃいますけど、事業費も予算をのせていただいているので、私達は契約ができていますよね。それをやっていく上で本来であれば下田で今やっております伊豆縦貫道の土を使わせていただいてやれば、安価で収まると思っておりましたが、そこから出てくる土については、かなり大きい岩的なものが含まれているということで、土質が悪いということが判定しましたので、確か9号か10号の時に、要は土を購入する費用が足りないので、確か増額補正をさせていただいているかと思ひます。ですから、議員の皆さまもこの道路の整備に関してどの程度金額が上がってくるのかということも、私は承認をいただいているというふうに思っておりますので、数字が出ていないということはありませんというふうに当局は考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今までいろいろ議論聞いていましてですね、一つは6ページの認定こども園の予算が、これは6,600万円で一度議会としては否決されたんですね。この間、要するに12月の議会で否決をされて、この間どういうふうな努力をされて、この予算を盛られたのか。そしてあくまでも当局は先川に拘る理由というのは、もう一度わかりやすく説明してもらいたいのが1つ。

2つ目は、5ページのPCR検査の件についてお伺いしますけども、田子診療所にこの230万円の機器を購入する。これは別にいいと思ひますけども、実際一般町民がPCR検査を受ける場合、濃厚接触者じゃない方、心配で受けたいという方は個人負担というのは現在どれぐらい必要なのか教えていただきたい。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） ではPCR検査の個人負担の件ですけども、1万5,000円です。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ず、要は一度その6,600万が否決されて、何をしてきたかといいますが、修正された理由としては、保護者の同意が得られていないのではなかろうかということがございましたので、PTAの皆さんのご依頼を受けた中で、説明をさせていただき、そこでアンケートを取らせていただいたということの中から、アンケートの多数は先川案でよろしいのではなかろうかという答えが導かれたというものでございます。

それプラス、区のほうに説明が言っていないのではなかろうかというような方、また区が反対しているというようなご意見もございましたので、改めて区のほうにご説明に伺わせていただきました。私達が聞く限りでは、区のほうは反対はされておられないというふうに受け取ることができましたので、これは進めても区のほうでもご理解はいただけるんだろというふうなことがございます。

なぜ先川に拘るのかというようなご質問でございますけど、これは先ほどから^{るる}縷々説明をさせていただいたかと思いますが、今年の3月11日で東日本大震災から既に10年が経ちます。この3.11以降、仁科認定こども園、その当時は仁科幼稚園、保育園でございましたけど、保護者を中心に津波浸水区域内で保育またはそういったものをしていただくのは危ないので、どうにか高台であるとか、浸水区域から外れた所に移転をさせてほしいというような要望があったかと思えます。

当時、町のほうとしては、その件に関しては、まあやらないというか、避難路を整備するからいいというような答弁があったかというふうに思いますが、そんなところから物事が出発し、私は当時議員でございましたので高台に移転をさせたほうがいいのではなかろうかということで特別委員会も作ったというふうに記憶をしております。その当時の議会の意向としては、子供たちを安心安全な所で保育をするように町に要望を出したかというふうに思っておりますし、その意向に沿って私も就任以降子供たちを安心安全な所で保育であったり就学をさせたいという思いでここまでやってまいりました。

先川に拘る理由については、先ほども申し上げましたように、安心安全な現有な校舎というのは、今の賀茂中、賀茂小、田子小でございます。残念ながら仁科小と西伊豆中は耐震性については確かに結果的に安全なのかもしれませんが、津波の浸水区域ということを考えれば、安心安全とは言える状況ではございません。ただ、一番人口が多いのが、仁科というようなこともございますし、仁科の後ろには大沢里が控えているということから、大沢里の子供たちが賀茂中に行くリスクを考えれば、神田、大久須は遠くなりますけども、その子供

達が仁科の学校に通うものとは比較にならないほど遠距離になるのを解消しなければいけない。そういったところから、なるべく町の中心にというふうなことで旧洋ラン跡地のボーリング調査もしましたけど、とても建てれるような状況でなかったのが、現有のところの建て替えを今進めているものでございます。

ですから、本当に安くやるということがあるならば、現有の校舎はいいんでしょうけども、仁科に学校を残すという観点を考えれば、やはり今のところにこの高額な金額ではありますけども、建てないと安心・安全な教育施設というものは確保できないというふうに町としては考えております。

加えて、これもずっと議会の皆さんには一般質問等で話をさせていただいたかと思いますが、仁科地区には仮に災害で被災した場合、避難所になるべく施設がございません。今ある確かに仁科小や西伊豆中は避難所になりますけど、もし津波が来た場合には、たぶん電気などは使えない状態が何週間、若しくは何ヵ月続く可能性がございます。ここに仁科の皆さま方に避難をしてくれというのはたいへん酷な状況でございますので、学校建設と同時に、安全な避難所も確保したいということで進めているものでございますので、そういったところからここに学校を造るのであれば、保護者の要望であったお兄ちゃん、お姉ちゃん達と近い所ですね、園を造って、統園、統合に合わせてお迎えにも行きやすい所を造ってほしいという案がございましたので先川に拘っているわけでございます。

仮に、これは加藤議員の一般質問にもございましたように、安良里地区に園を建てれば、取り敢えず小さな子どもについては安全だろうという議論もございました。これについては町としても平成29年にそういったものを投げかけましたけれども、保護者の意向としては、やはり兄弟が近い所にいたほうが良いというようなことがあったので、ここに拘っているわけでございます。

ですから、私達が保護者や区の皆さまの安心安全を守る上では、やはりこれは必要なものというふうに思っておりますので、確かにこの建設には高額かと思いますが、これを実現するためには、今は先川にその園を造るという方向性を作るしかないということで拘っているというものになります。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今答弁の中にですね、仁科地区の避難所としても活用したいという話が、以前からもあるんですけどもね。そのへんのことはあんまり町民の中にはね、特に仁科地区の皆さんには行き渡ってないように私は感じます。残念ですけど。それでもう一つ聞き

たいのはね、この資料で教育委員会が出された資料、これ堤和夫議員も言いましたけど、芹澤孝案というのはね、また堤和夫案というのはね、どこで、全協で話したのをそれを想定してやったのか。この案よりほかになかったのかというのは、当時、当時っていうか同じ予算を反対された方5人いるんですよ。5人の皆さんが統一したことでですね、こういうことをやれと言ったふうには私は同じ議員として、そういう認識ではなかったもので、突然に堤和夫議員案とか、芹澤孝議員案とか出てくるのは、非常に違和感があるんですけども、そのへんは、それ以外はなかったということなんですか。そこだけお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 本会議または全協などを含めて、公式な場で提案をいただいておりますので、私達としては、その試算をできないということから、そういった場で公的に発言されているものを、もし試算するとすればこの数字ですよというものを数字で表したものでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 5ページの先ほどから、田子診療所のPCR検査の機器の購入なんですけど、この財源というのはどこなのか。それと営業、6ページの営業継続支援金、これについては今検討中なんだろうと思いますけど、その内容、検討するその進捗状況と、いつまでにこれできるのか。そのへんのところを。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） PCRの検査につきましては全協でもお話をさせて頂いたかと思いますが、今後国のほうが通るであろう3次のを活用させていただきたいというふうに思っております。で営業の継続につきましては、なるべく早い時期、2月上旬ぐらいから、そういった申請を受け付けて、2月後半ぐらいから支給ができるようにしないと、もうすでに持たないという企業さんがございますので、急ピッチで行っておりますけども、なにしろこの新型コロナの影響で、また、外からの緊急事態宣言による外出自粛の影響で傷んでいる業種さんが非常に多くありますので、くまなくはやりたいんですけども、先ほどもあるように、ばら撒きと取られないためには、ある程度の線引きもしなければいけないということで、今検討してございます。

詳細が確定次第、議員の皆さまには全協などでご報告はさせていただきたいというふうに思いますが、予算が通っていないものをあまり金額を詰めていくということではできません。

るので、今ここで披露ということはできませんけども、今担当の課のほうで急ピッチで進めているところでございます。ただ、町当局としては、これだけではとても足りるような状況ではないという認識は持っておりますので、皆さまのご賛同がいただけるのであれば、今後ともそういった支援は必要だろうというふうに思っております。

ですので、早い段階で給付をしたいということで、今進めてございます。

○議長（山本智之君） 4番芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） しつこいようだけど、その早い段階というのはどれぐらいのことを見込んでいるのか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今のところの予定でございますけども、まず最初に要綱を作成しなくてはなりませんので、その要綱をですね、来月の第1週までには行いたいというふうに考えております。そこで概要を決定いたしまして、第2週目から交付の申請を受付、実際は支給を開始するのは、2月の第3週以降ということで今のところは計画をしております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 町長1点確認させてください。6ページの水道事業会計操出金についてちょっと確認したいのですが、町の住民のために良かれということで議会でも理解をし納得する予算です。しかし、これが間違えた方向に理解をしている住民も何人かいるという。先ほどからその間違えたばら撒きじゃないかという語弊を生じた要因というのはどこにあると思いますか。また、先ほど議会の広報でも打ち消してほしいという話がありました。町としてこういう事になった要因、またはそれを議会の広報で広報してほしいというのは違うと思うので、町がそもそもこういう語弊をもたらしたことに何か感じられることがありますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 私達が議会の皆様のご理解を、これはたぶん12月中にいただいたものを進めておりますので、住民の皆さまにもご理解をいただけるものかというふうに思っておりますが、何が理由かと言いますと、たぶんという理由は私は思い付きますけども、ここで言えるようなことではございませんので、敢えて申し上げることはしません。ただ、やはりそういう方々が少なからずいらっしゃるということでございますので、先ほど堤豊さんおっしゃられましたけど、そこまで言うのであれば議会のほうで打ち消しをしてくださいとい

うお願いをさせていただいたものでございます。

当然これは議会の皆様のご理解がなければできないものでございますので、町単独で勝手にやったものではなくてという意味で、できれば広報をお願いできればというものでございます。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 町長このスタートする前に、回覧板等で各戸配布されたチラシがありますね、それも事前に議会でこれいただきましたけども、この内容というのは町はチェックをしているわけですか、当局は。例えば新型コロナウイルス感染症対策の一環として水道料をただにします。中には感染症と水道料と何が繋がっているんだよと。単なる水道料を減免しておべっかしているんじゃないかという人も、1、2ありました。そこでこの文言にですね、感染症に対して住民の経済対策のために水道料減免するんだという内容が、丁寧な説明が必要だったかなと私思うんですよ。ですから、これはどこで作られた資料が知りませんが、町長の立場として発行を許可するんでしょうから、これを確認して発行したのか。その、間違えられないような気遣いはされなかったのか。確認させてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当然この発行に対する文面については私もチェックをさせていただいておりますし、中身についてもしっかりと担当課と協議をして発行いたしました。議員がおっしゃるように、確かに経済対策も含まれておるんですが、じゃあ年金をお持ちいただいている方、仕事をされてない方ですよ。そうすると、このコロナによって国のほうでも審議されてますけども、影響が出たのか、収入的な影響は出たのかというふうに言われると、たぶん影響は出てないので、ここに対して経済対策というのはなかろうと。ただ、このコロナによって皆さん、手洗い、うがい、いろんなものを気をつけておられると思います。そこには必ず水は使いますので、コロナの感染対策というものが一番妥当ではないかというようなところで、この文言にさせていただきました。

当然そうするとすべてくまなく行き届くわけでございますので、影響もない所にお金をばら蒔いたということをおっしゃる方がいるというのは、榮議員のおっしゃるとおりでございます。ただそうはいってもやはり皆さんが気をつけていただかなければ困りますし、気をつけていただいているというところの観点から新型コロナ対策ということで文言は決めたというものでございますので、経済対策を謳わなかった理由は、そこに一つあるというものでございます。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 町長、説明すればそれはそれで理解できるんですよ。じゃあその水道料減免するのに、年金者は影響はないから対象外。でも、あくまでも目的は経済対策でしょう。ですから町長の今言われる答弁でいうと、じゃあ年金者は外した、影響あるところだけやる。これはできない。ですからもう少し優しい文言で伝わるようにしないと、今、時期が時期だけに誤解を招きますよ。また揚げ足を取られますよ。と、そういう提言を忠告をして私は終わります。

○議長（山本智之君） ほかに、ございますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今の榮議員のそういう2、3のあれ言ってくる方がいるかもしれませんが、私はこの件に関しては町長の立場に立って、それは理解できることだと思います。今回、インフルエンザは全然ないわけですけども、コロナ対策で手洗い、うちの孫なんかも入ってきたら必ずまずは手洗いやっているわけですね、手洗いうがい。そうなるとやっぱり水道使うわけですから、町全体に対するコロナ対策としては、これはもう非常に素晴らしい案じゃないかなと思ひまして、率先して賛成ということでしたわけです。

ただ1点だけ確認しておきたいことは、3,300万、大きな金額なわけですけども、基本料を減免するというのでいいんですよ、これは。基本料減免と、そうじゃないんですか。まずそれじゃ、それを。水道料の基本料を減免ということで捉えたいんで、まずそれをお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 基本料ではなくて、請求金額の減免でありますので、たくさん使っている方はその分ということになります。ただこれについては、榮さんが経済対策とおっしゃったのはそのことかと思うんですが、今回観光協会さん、商工会さん、要望出ております。皆さん事業をやられている方というのは、当然固定費が掛かります。それは基本料金でいいだろうという話があるんですが、お店を開いて仕込みをし、光熱水費を使って準備をしても、テレビやあいうメディアで飲食に行くな、もう行ったらけしからんみたいな流れを組まれていると、いくらこの下田、賀茂郡下皆さんが頑張られていて、コロナにかかっていない方とは言えども、もし行って何かあると困る。家族でも行くのをはばかれるということになると、お店に行かれないんですよ。

ただ、ここに関しては完全に固定費は掛かっているわけです。その固定費に対して、水道

料金は町の事業でございますから、町が営業で収益がなくてもお金をくださいというのは、それは言えないでしょうというところの経済対策という意味が含まれておりますので、基本料金のみならず、すべての2月請求分に関しては町のほうで面倒をみさせていただきますということで、この金額になるというものでございます。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうなりますとね、あれですか、一番あの大きく払うような多分ホテルさんなんでしょうけども、私達のような一家族に関しては基本料であって、あとホテルさんだ、そういう大きな所は基本料じゃなくして、使用料みたいな、そういうふうな感じで配分するんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これは19日の時にも、確か芹澤さんから質問があったと思いますけども、申し上げさせていただいたかと思いますが、ご年配の方仮に一人暮らしの場合だと、たぶんそんなに水道はお風呂とかで使ったとしても使われません。そうすると月の基準額が確か900いくらで2ヵ月分まとめて請求なので2,000円満たない金額が基本料金になります。ただ、堤さんとか私たちのように家族が複数人にいる家庭については、とても2ヵ月2,000円では間に合いませんので、4,000円とか5,000円の請求がいくかと思います。

ですから基本料金の2,000円ではなくてその4,000円とか5,000円まで全部請求する者に関して減免するというものですから、大人数の家族についてはそれなり恩恵、お一人暮らしの方についてはその金額、大きなホテルであったりとか水産事業者さん、水を使う業種については、それに関しても持たせていただきますということでございます。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） すみませんでした。それじゃあ、芹澤議員がそういう質問してたわけですけど、じゃあ最後の質問になりますけど、一番それで例えば、水を一番使っているというのは、今ふるさと納税が好調なわけですから、干物屋さんだと思うんですけどね。一番その多く減免というか、やる金額はどのくらいの金額になりますか。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） どうしても加工所さんよりは、今の現状ですと、まだその休館とかはしておりますが、宿泊業、ホテル業やられている所が、今の町内の中では一番利用が多くなっております。ただ、前年コロナの前後で比べますと半分以下のだいたい使用になっておりますが、それでも月50万から2ヵ月で約100万ぐらい一番使う所では使っているのが現

状です。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

7番、山田厚司君。

◎動議提出

○7番（山田厚司君） 議案第2号令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）に対する動議を提出したいと思います。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君から令和2年度一般会計補正予算（第10号）の修正動議が出されました。

この動議は、他の賛成者を必要としないので、動議は成立いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時43分

◎議案第2号の修正動議の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

本案に対しては、7番山田厚司君ほか1名から、お手元に配布した修正動議が提出されました。したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者からの、趣旨説明を求めます。

7番、山田厚司君。

厚司君、壇上をお願いします。

〔7番 山田厚司君登壇〕

○7番（山田厚司君） 西伊豆町議会議長山本智之様。

発議者 西伊豆町議会議員 山田厚司。

西伊豆町議会議員 堤 和夫。

議案第2号「令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）」に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

（修正内容）

当局案の補正予算の歳出、9款1項5目文教施設整備費で計上されている「6,100万円」を「0円」に減額するものである。

（修正理由）

文教施設整備費の認定こども園用地購入費は、昨年10月の臨時会において、再度熟考する意味を含めて全額減額する修正案が可決され、文教施設整備は同一敷地内にて財政面の考慮の上で財政面も考慮のうえで再検討することとなりました。

今回修正する理由としては、第一に同一敷地内という提案になっていないという事です。確かに都市計画法施行令の一部改正ということではありますが、再度熟考するという意味合いを考えれば、同一敷地内に統合して、こういった「魅力ある学校づくり」を目指していくのかという事が重要な観点であり、平成29年から再開した文教施設等整備委員会で検討した結論が、同一敷地内に幼保と小中一貫校をとという案であったと理解しています。まだまだ多くの議論を重ねるべきで検討が不十分と考えます。

次に施設整備の方針決定の進め方に疑義がある点です。人口減少社会における学校の役割、統合の持つ意味が非常に大きく、その施設は児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域のコミュニティーの核となりえる施設であるといわれ、地域住民にも非常に関心の大きいものであります。このため学校統合の検討プロセスにおいて、保護者や関係者への説明会等の開催事例が多くの先進地であります。いくらコロナ禍とはいえ保護者対象の説明会以外のもではなく、また議会に対しても1月19日の全員協議会での説明で、回答待ちの課題があったにも関わらず翌の新聞に計画案提出の報道があり、拙速に採決されるのはいささか疑問です。

最後に、文教施設整備事業はこれだけの大きな予算規模の大事業であり、地域住民の関心も非常に高い事業であります。十分な民意が得られないまま事業執行を急ぐべきではないと考えます。現状では地域住民の声を反映する手立てが不十分であり、それを解消し地域住民の声、意見を反映しながら事業を進めるべきです。

以上により、減額修正するものです。

議案第2号「令和2年度西伊豆町一般会計補正予算(第10号)」に対する修正案。

議案第2号「令和2年度西伊豆町一般会計補正予算(第10号)」の一部を次のように修正する。

第1条第1項中「4億8,069万5,000円」を「4億1,969万5,000円」に、「98億2,637万8,000円」を「97億6,537万8,000円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入です。

第18款繰入金1項繰入金共に補正額、2億1,719万1,000円、計20億4,749万9,000円に。

歳入合計、補正額、4億1,969万5,000円、計97億6,537万8,000円に。

歳出です。

9款教育費、補正額、191万円、計7億2,531万7,000円に。1項教育総務費を補正額、52万1,000円、計3億787万1,000円に。

歳出合計に補正額4億1,969万5,000円、計97億6,537万8,000円に改めるものです。

以上です。

○議長(山本智之君) 以上で主旨説明が終了しました。

暫時休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長(山本智之君) 休憩を解いて再開します。

これより、修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番(高橋敬治君) 質疑したいと思いますが、修正理由、この修正案の修正理由で同一敷地という提案になっていないということが理由として上げられておりますけれども、先的全協等で新たに都市計画法施行令、これによって現在提案されている土地での子ども園の建設はもう物理的に難しくなったという事態に陥っているわけです。それなのに現在の敷地、そういうことであればね、そもそも同一敷地というのは、どこのことを指しているのか。

現在の敷地以外にも視野に入れての同一敷地、これを指しているのか。また例えばそうであれば、同一敷地という具体的な案を持っているのか。それを伺いたいと思います。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。登壇してください。

○7番（山田厚司君） それでは高橋議員の質疑にお答えします。同一敷地内になっていないということになっているが、どこを指しているのかということですね。これに関しては、私は、文教施設整備委員会の議事録等々を調べまして、こういった案がこういったところから出てきているのかなというものの、もともとの所を調べてみました。

そうしますと、令和1年の第1回文教施設整備委員会、令和1年5月9日の議事録、この中で、口頭の挨拶、教育長、この時は清野教育長だったと思いますけども、教育長が西伊豆町ではこの計画に基づき2019年4月に賀茂幼稚園と伊豆海認定こども園を統合しました。今後は2021年4月に賀茂中学校と西伊豆中学校統合して現在の賀茂中学校におき、中学校統合後は西伊豆中学校跡地を整地して大きな津波や浸水にも耐えうる園舎と校舎を建設する予定です。2024年4月には、町内3小学校を統合し、統合の中学校と合わせて施設一体の小中一貫校を開設し、その隣には町内2園も統合して新しい認定こども園を開設する予定です、というふうなことで述べています。

そして私どものほうの全員協議会には、ある程度の予算と言いますか計画が出てきた中で、平成2年の8月11日開催の全員協議会のところにですね、ある程度の図面的なもの、それからある程度の予算的なものを示された案が示されました。ですから私の考えは、あそこの西伊豆町の跡地ですね、あそこに同一敷地内にすべての施設を一体化して整備するというふうなことで考えております。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） だから私が質問しているのは、その敷地に同一敷地に小中一貫校と、小中一貫校は別にしまして、子ども園を埋土して、3.5メートルの埋土をして、そこには新たな法律によって建てられませんよと言う事実が出ているのに、まだその同一敷地、同じ場所の同一敷地に拘っているんですか。それとも別な敷地を考えているんですかという質問です。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 前回の1月19日でしたか。全員協議会のやりとりですね。その時の音声を自分なりに文字起こししてみました。その中で、下田土木事務所との一番最初に協議結果、計画どおりの盛土行為はできないことから、盛土造成して認定こども園を建設することは難しい。盛土等しなければ開発行為等にならないために可能である。ただし裏山の急傾斜

対策施設は平成14年から15年に整備されたものであり、土砂法改正後の基準を満たしていない可能性があるため、今後の調査により土砂災害特別区域レッドゾーンに指定される可能性があるとの結果であったというふうなことで。

そしてこの関係でですね、いろいろと示されました。教育委員会のほうから文教施設整事業に関しての資料を渡されまして、その法令に開発行為とはどういうふうなものかというふうなことで、いろいろの1番から2番、3番、4番、5番といろいろ示された中で、いろいろな議論がされました。その中で、まだまだ協議していく。今日も議会の中でも、いろいろということなのかというふうなことで、いろいろと質問等々もありましたですけども、まだまだあそこの所に可能性は残されているんじゃないかなというふうに思っておりますので、その場所にといいます。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） じゃあ、この下田土木事務所の見解を、まだまだ諦めてないということですか。つまり下田土木事務所が、あそこは都市計画法施行令、これの一部の変更によって、令和4年4月1日から開発行為そのものできませんよと。つまり、今まで予定していた埋土3.5メートルして子ども園を建てることは不可能ですというような見解について、まだまだ議論すればここにそれが建てるというふうに山田議員は考えているんですか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 埋土3.5メートルという話がどうなのかわかりません。ですけど専門的な議論がいろいろ出てきた中で、まだこれは検討してどうだこうだというふうなことがいろいろ出てきていますので、そういったことを、まだ検討する余地があるのかなというふうに思っております。

また、堤和夫議員の話で、すぐ隣にという話がありました。この案についても、現状ではここに今日いろいろな対比表が出されましたけども、ここもやはりもう少し検討すれば、少し減額できるんじゃないのかというふうには思っております。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 4つ目ですがいいですか。山田議員はね、僕は理解が足りないと思うんですよ。堤議員の案、体育館の横に用地を求めてそこに建てる。これ津波浸水域内ですよ。津波浸水区域内に子ども園を建てるのであれば、わざわざそこに用地を求めなくたって、今までの用地の所に埋土3.5メートルをしないで建てることのできるわけですよ。そうでしょう。そして我々の議論の中で結論が、ここに3.5メートルの埋土をして建てることのできない

と我々が結論出したわけじゃないんですよ。これはこういう法令を実際に行っていく、そして許認可を持っている。ところが、ここで3.5メートル埋土して建てることはできないと言っているんです。それを今から議論すればできるみたいな話というのは、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、もう一回その見解聞かせてください。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 発案者の私が一緒に。

○議長（山本智之君） 起立してください。

○9番（堤和夫君） 発案者で私が一緒に名前を連ねておるんで、説明のほうを私がしてもよろしいでしょうか。じゃあちょっと代わらせていただきます。

○議長（山本智之君） その場でお願いします。

○9番（堤和夫君） 高橋議員のおっしゃっていることは最もなんですよ。それができないかってことは、この最初の文教施設計画から認定こども園だけがちょっとここだけ引っこ抜いて建てようということになっているんで、じゃあ総合的に考えて、もとの案で金額を減らして建てれないか。そういうような意味合いを込めて元の案という、こういうことで発議動議出させていただきました。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） ですから、私は、子ども園がもうここに同一敷地にできないと。こども園はやはりここから外して後を考えると。ただその前提になるのが、こども園はこの同一敷地から外して他で例えばこども園をやると。その後今この小中一貫校なり体育館なり予定しているものが果たして適正な価格なのかどうかという議論をすればいいわけであって、今日の修正案の大元であるところをもう一度見直してみれば、こども園を今まで予定していた所ではできなくなったので、新たな用地を求める。その一番適正な所が先川ですよ。町の中心地である先川ですよということを前提に、だから今までの所では同一敷地では、こども園を埋土してできるかというできないので、今までの所を考えているんですか、それとも別の同一敷地という案をお持ちなんですかという質問をしているわけです。

○議長（山本智之君） すみません、私語は。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 高橋議員も何かもう先川案ということで、それに凝り固まっているんですけども、結局我々が言っているのは、61億4,000万ですか。全体のあれが高すぎるから、それでもう少し考えたらどうか。それで建てれなくなっている、建てれなくなっていると言

っているんですけど。建てられなくはないんですよ。土木事務所、都市計画で都市計画法施行令が、これは令和4年4月からですから。そこに事業を持っていけば、それは確かに津波浸水区域ですから、保育士がちょっとたいへんな思いをするかもしれませんが、あの近くにあったら山の方に逃げれる。そういうようなことも考えられる。そういうようなことは考えられないんですか、高橋議員は。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今のことでいいますとね、令和うしろからも出ましたけど、令和4年4月1日からは、あそこに埋土をしてこども園はできませんと。そういう理解は、その理解でいいですか。そういう理解をされているんでしょうか。そうすると埋土をして建てるには何とか4月1日以前にそういうものをして建てるしかない。でもこれは当局の説明でいえば、まだ基本設計もできていない。詳細設計にも時間が掛かる、そうすると物理的に無理であると。こういう結論出ているわけです。

一方で、こども園は建てられないことはないことはないです。建てられないことはないです。埋土をしなければ。そうすると埋土をしないで、あそこに津波浸水区域に本当にこども園を建ててもいいんですかという議論になるわけですよ。それは今までの流れからすれば、こども園は高台移転、津波浸水区域外に移転しましょうという我々、3.11以降PTAなり町民なり、これがみんな考えたことでもありますし、また、私も25年から議員やってますけども、それらで特別委員会作って高台移転しましょうということで議論してきた。町のあるいはPTAのこれ、悲願じゃないですか。それを今更また埋土しないで津波浸水域に建てようという私は考え方がわからないので前提としてるのは、私はあくまで津波浸水区域外まで高さを確保した上でこども園を建てると、そういう前提で話はしてます。それがおかしいと言われれば、これはもう議論の仕様がな。だから山田議員にさっきから質問しているわけです。

○議長（山本智之君） 発議者でありませんので、山田議員か堤和夫議員です。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時24分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

山田厚司君。

○7番（山田厚司君） この、1月19日の全員協議会の時に貰った資料の中のその中で、1ページに開発許可の基準というところがありまして、そこをずっと紐解いて理解してというか、自分なりに理解していきますと、法第33号第1項第8号として、主として自己の住居の用に供する住宅の建築又は住居以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務用に供するものの建築又は建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為においては、開発区域内に建築基準法第39条云々とありまして、これによっていきますと、こども園は入らないということ、あるいは経済経営活動によるものは除外されるんじゃないかというふうに思いました。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今回の修正の今高橋さんも言っているけどね、このこの文章の中に平成29年から再開した文教施設等整備委員会で検討した結論が、同一敷地内に幼保と小中一貫校という案だと理解していますと、これどなたが理解してますか。本当にそういう結論になったんですか。何を根拠にこういうことを謳われているんですか。それだけ教えてください。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） その件については、先ほども言いましたとおり、若干説明しましたとおり私が理解したということです。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 山田議員が理解したということですか。本当のところは文教委員会の結論というのはね、私は出ているんじゃないかと。先川案としてね。同一敷地内に造れという議論には、経過見るとなっていないんじゃないかと思うんですけど、そのへんの認識が違ふところの修正案そのものが、どうなのかなと思わざるを得ないですよ。さらに言いますと、施設整備の方針決定の進め方に疑義がある点ですと。どういう点に疑義があるのか教えてください。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） まずはその同一敷地内に小中一貫校と認定こども園をとという話は、先ほども少し言いましたけど、文教施設整備委員会の議事録の中から私が紐解いて考えたことと、それと全協の資料の中で、一度これ令和2年の8月の時に示された案ですね。図案の中で示されて予算がこのくらい掛かりますよというふうな中で、その時初めてだったですかね、

先川とかのことも少し出きたのかな、先川とかの案も少し出てきたのかと思います。

それから、去年のその臨時会の時にやはり同じように去年の10月の臨時会において、この文教施設整備案は、同一敷地内で財政面も考慮してということで一回否決されたわけなんですけど、その時に提出まではいかなかったんですけども、PTAのほうからこういった要望というふうなことで、同一敷地内にこども園も含めて設置というか、同一敷地内に小中一貫校と認定こども園を建設して、そして費用面を下げるように考えてもらえないかといふような要望といいますか、そういうふうな案が出るころまで行ったというふうに私は認識していました。だからそこでここに仁科の西伊豆中学校のところというふうに。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○7番（山田厚司君） もう一つありますね。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 疑義があるの点ということですね。それは、やはり同じです。1月19日の時に全協でいろいろな説明なり問答がありました。そのことを、いろいろと文字起こししてみますと、地下式の調整池の話も出てきました。これを造らなかつたらどういふような形になるのというふうなこともあったり、例えば先川の所に、これが調整池が必要なのか必要でないのかというふうなこともありました。そういったことをすると、そこで町長は、今お答えはできませんけれども次回までにはお答えしますというふうな話だったと思います。それはその音声をちょっと確認してみました。

それで今日もいろんな比較の表、一覧表ですか、これが出てきましたけども、先ほど来、山本榮議員のほうからも質問ありましたけども、文言ではなくて詳細まではいかなくても、だいたいのところでもいいから比較対象になるようなものを欲しいというふうな話でした。そうする時に詳細金額がわからなくても、だいたい類似の建物の金額、これぐらい掛かるといふのはわかると思いますので、そのへんの数字は提案させていただければというふうなことをですね、当局側は言っております。

ですから、私は次のもし全協なりがあつたりしたら、そういったことが出てくるのかなと思っていたのですが、次の新聞報道で計画案提出というふうなことが新聞報道によって知らされると。そういったことに関しては、私達議会のほうに対すること、進め方に関して、どうなのかなということ少し思ったということです。

また、例えば、これが法令案の一部改正ということが去年の12月の時の全協で初めて出てきたというふうなことで、説明があつて、1月の全協の時にもいろんな質問が各議員から出さ

れて、これはどうなんだ、ああなんだというふうな質問が出ました。

今回の議会の時にも、この1枚のページでいろんな表にして出されましたけど、これに対しても今、議会の中でいろんな質問が出て、それに対して答弁もありましたけども、私達議会の中では議論するというよりも、これ1票投じる場だと思うんですけども、私も議員として住民の委託を受けてこの議会に出てきていますので、私の支持者なり何なりにもこういふようなことがあって、わからないことがあったら聞くべきところも聞きながら、自分の態度を判断したいというふうには私は考えます。

そうすると、ここでいって、いきなり資料を渡されてその場で白黒の判断をするというのは、ちょっといかがなものかというふうに思ったということです。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 確認ですけどもね。同一敷地という中に、さっきから何回も今の土地なのか他の土地なのかという質問するのに、まあ同一敷地というのは今まで提案されている土地だというような回答なんですけども、先ほど休憩時間の中にね、同じ発議者である堤和夫議員、それから西島議員、前回先川を反対された西島議員から、こども園を津波浸水区域内に造ることも容認するというよう発言があったんですけど、山田議員はどちらなんですか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 私は、とにかくここの西伊豆の一番最初の、この8月の11日に示されたこの小中一貫校と幼保が隣接して建てられているこの一番最初のこの案に、これの案でとことん議論をしつくした上でが一番最初です。これで、この結果これで駄目だというなら、次のほうに進むべきだというふうに思っています。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 僕の質問に答えていないんですよ。ですからそういう経過を踏まえても、踏まえた結果でも、もし同一敷地ということに拘ってこども園を認定こども園が同一敷地とうことであれば、そこに津波浸水区域であっても建設してもいいと、それを容認するかしないかという質問ですよ。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） その津波浸水区域内であれば、建設するにあたっては、十分な津波対策は必要だと思っています。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 津波対策をすれば、津波浸水区域内でもかまわないというふうな受け

取り方でよろしいですか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それは充分検討した中で、それしかないということであれば、そうだと思いますけども、まだいろんなところの検討をした中で、まだまだそのところにはいきついていないと思っています。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 結論を言ってくださいよ。いろいろ議論は議論ですしょう。多分今回先川案を反対されれば。じゃあ同一敷敷地にこども園を建てる。どういう方法で建てるか。その中で盛土は3.5メートルできないとなれば、いろんな方法考えるでしょう。でも結果的に都市開発法なり何なりがネックになっていて、そこに埋土等はできないと。そうすると津波浸水区域内だと。でも同一敷地内ということになれば、津波浸水区域内であっても、そこにこども園を建てる。そういうことを容認するのかもしれないのかと、それを聞いているんですよ。簡潔に教えてくださいよ。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そうとなれば、しかたのないことだと思いますけども。まあ、そういうふうな。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） であれば、これは修正動議の中で同一敷地に拘り、少なくともこども園と小中一貫校、同一敷地に建てる、これがもう一番優先するんだという山田意見、山田議員の意見がわかれば、これの修正案のその意味と言うのはよくわかるんですよ。ですから、私は何回もしつこく、本当に津波浸水区域内にこども園を建てることも最終的には容認できるんですねという質問したわけです。

番外でしたけども、堤議員も先ほど容認と言いましたし、西島議員も容認するというふうには言ってます。これ、こうなるとかなり考え方がこの件については変わってくると思うんですよ。

よく質疑でわかりました。それだけ。

○議長（山本智之君） ほかに。質疑ありませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） いろいろその質疑の中で私の聞きたいことも8割9割もう伺いましたので、その他について、ちょっとほかで1、2点伺いますけども、今回の修正動議を出す中

で、私は今回の補正予算は認定こども園の土地を購入するかしないかという補正予算についての修正動議をされるものだと思ってました。

しかし、この内容見ると、文教施設の建設すべてを考えた修正動議が出されていますけども、先ほど高橋議員からもありました。私はこども園の建設と小中の建設、別のものと認識してましたし、前に町長からも別に考えますという答弁をいただいた覚えがあります。ですから今回の修正動議がなされるなら、別の土地を求めて言われるのか、それとも今の高橋議員の言うとおり、今の中学のグラウンドに更地のまま下に建てなさいと言うのか。そのへんの確認もしたかったんですけども、今までの意見でわかりましたけども、そうすると山田議員は今回の修正動議については、文教施設は全部一体化して考えなければいけないということでしょうか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 文教施設は一体でとにかく計画すべきだと思っています。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 先ほどの園の認定こども園の建設と、小中一貫とは別に考えて町は進めていきたいと進めているんですよ。今回の土地の購入することについて、イコール小中学校の建設費何十億を認めることになるというふうに考えていますか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今度の認定こども園の土地購入費を認めた場合に、一か所というか同一敷地内に小中一貫校と認定こども園を建設するというんでなくして、別のほうにこども園ができていくというふうな案で進んでいくのではないかとというふうに考えています。だから先川のほうに、先川案で進んでいるものだと考えています。

○議長（山本智之君） もう一度くり返してください。

○議長（山本智之君） もう一度、10番山本榮議員、もう一度質問をお願いします。

○10番（山本 榮君） 認定こども園を建設する場所を今否定するということは、今の敷地内に更地で建設することになるんじゃないでしょうかというのと、ほかに代案というか、小中一貫校をすべてをまかなえる先川案を認めると、小中の何十億も一緒に認めることになるから、今回反対だということなんですか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そのように進んでいくと思っているので、それで反対しています。先川案を認めると小中一貫プラスその先川のですね、この示された50、今日示された案ですね、

想定事業費内訳というので先川案ですね、この形で進めていかれるというふうに思っているもので修正をしています。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 山田議員、事業を進めるにおいては議会で議決をしなければ先には進みませんよ。今回のこども園を認めただけで、学校建設まで認めるわけではないでしょう。議会は違うでしょう。その時はその時でまた提案され議論するんですよ。まだ提案もされていない、構想はいっぱいありますよ。でもそれを今議論の対象でなく、まず子どもたちを安全な場所にいて教育したい、その議論が今回ですよ。

ですから認定こども園を私は別個に考えていますので、安全な場所で安心できる教育をさせてあげたい。そういうふうに考え今回の議案も見てました。しかし、この修正動議の中の文言がずっと広がりすぎて、ですから山田議員はすべてを網羅して今日反対してるんですか。そこまで考えているのであれば、そのような答弁をお願いしますよ。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 私の基本はとにかくこの今日の一覧の表にもありましたけども、とにかく同一敷地案というところですべての事業を一体で進めてもらいたいというふうなことで考えております。ですから今回この先川案の土地購入をここで一旦認めてしまうと、先川のほうにこども園のほうが行ってしまいますので、同一敷地内に小中一貫校プラス認定こども園ということの構想自体が崩れてしまうというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 山田議員、同一敷地内は、先ほどの高橋議員の説明を長々とやりましたけど、質問、それで理解されたと思ったけど、まだ理解されていないんですか。まだあくまでもあそこの土地に認定こども園を建てないといけないという考えなんですか。先ほどから高橋議員が長々と同じ質問をしていますよ。あそこに建設できるんですか。改めて伺いますよ。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それは、いろんな考えがあったり何があったり。おまえはそこまで専門的な知識を持っていないだろうというふうなことを言われればそれまでかもしれませんが、私はその本当に一度ですね、昨年度一度こういった法令の一部改正案が出ましたということがあって、それから今年に変わって一回全協開いて、その時にも、いろんな案が出て、いろんな検討がされて、こういったものの案はどうなんだ、こうなんだということの中から、

一部検討してみても確認しなければ答えが出てこないとかいったことが多々ありました。

そういったことがありますので、十分に検討をし尽くした後に、やはり最終的な答えを出すべきだというふうに考えております。それはあくまでも私の考えです。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 2点ばかり提案者にお聞きしますけども、その、今回答があったように、例えば1月19日の全員協議会でも説明で回答待ちの課題があったと書かれていますけど、どういう課題があったかとまずお聞きします。それと2点目は、山田議員から答弁の中でありましたけど、皆さん方が出したこども園用地6,600万、建設費3億800万円の予算を修正削除という見出しで出されましたよね。その中に文教建設等の要望書、要旨になってますけど、西伊豆中、仁科小、仁科認定こども園PTA会長という連盟で署名を集めるというふうにごここに書いてあるし、この主旨、初期の案のとおり幼、小、中を同一敷地内に建設し、大幅な予算削減と設計変更、創意工夫していただきたいという要望書というふうにごここにビラには書いてあるんですけどね、この署名そのものは、山田議員はどこまで把握してですね、町長や議長に、この要望書が届いているのか。私は何回も聞くんですけど、答えてくれる人はいないんですよ。それで、提案者に言ったら答弁があったものでね、敢えてお聞きするんです。どうなったんでしょう、これ。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 答弁がだぶるかもしれませんが、ご容赦ください。1月19日の全協の話でいきますと、私がおその音声を文字起こしした中でいきますと、高橋敬治議員の質問の中で、開発行為中の開発行為の（5）番に対する質疑、それから調整池を必要とすることになれば、調整池に関する質疑の中で、町長は言われるように1万平米が1万5,000平米まで増えるかもしれないということがありますので調整池を必要とすることになれば、先川案にプラスして調整池代の7,500万が余計に掛かることとなりますので、それは今お答えできませんけども、次回までにはお答えしますというふうなことで答弁していると思ったんです。ですからまたこれは、次回の全協とかそういった時には話があるのかなというふうに思いました。

それから、山本榮議員が、原案でいくと6億5,000万円の造成と盛土と園舎を建てるのにくら、先川に行ったら土地代、盛土、建設おおよそこのぐらいで済みますよといった比較は口頭ばかりでなく数字で表して欲しいというふうなことで、それで言ったと思ったんですけど

ど、それで答弁の中で詳細金額はわからないにしても、大体の類似の建物の金額、これぐらい掛かってくると思います、その数字は提案させていただければというふうに思っている。

まあそれでその時に、今日、その比較の数字が出たという話ですけど、その時あくまでも例えば園舎の建て方、設計がまだ詳細の設計がまだしているわけでないから、建て方によっていろいろな諸々が変わってきますから、その細かい所まで出ませんよというふうな前提があったものですから、これからいろいろと検討する中で、いろいろ答えが出てくるのかなというふうには考えておりました。

それから、PTAの話ですね。先ほども言いましたけども、仁科の幼保、それから小中学校のPTAのほうから、昨年10月の臨時会にこの文教施設という事が提案されるんじゃないかというふうになった時に、PTAの方々が、その同一敷地内で幼保も一緒に、先川というふうなことが独り歩きして伝わったのかもしれませんが、そういったことがありまして、署名活動して、その同一敷地内でできるだけ金額を低く抑えるような、金額が掛かりすぎるからというふうなことで、すごく悪く言われているよというふうな感じに言われていると。そういったことで署名活動して、なんとかやろうかというふうなことの途中までいったみたいですよ。

ただ、最終的なところまでいかなくて、それを町長とかの所まで持っていくところまではいかなかったというふうには聞いています。ただ、それを出す直前までは、いったんじゃないかというふうなことで聞いています。内容については、その話である程度の内容は聞いておりました。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今の11番議員の質問は、却下させてくださいよ。議長もわからない、町長もわからないのを、なぜ山田議員がわかるんですか。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 山田議員になぜ聞いたかと言うと、皆さん方が当初否決した時に、こういうビラを全町に全戸配布されたでしょう。これ、責任者はどなたかわからないけど、堤和夫、西島繁樹、山田厚司、堤豊、芹澤孝と連名で出されたわけですよ。その記事の中に、この幼保の建設についても要望書というのが書かれているわけですよ。ですからこの顛末について、山田議員はどこまで知っているのかと聞いているんです。関係ないわけじゃないでしょう。これまで全町に配布されたんですよ。皆さんの連名で。

なぜこの記事の中に、こういう要望書が出たのか。もらったほうは、なにこれという感じ

でね。それとこれも推測ですけども、その後、教育委員会のほうでP T Aの会長さんたちと話し合っ、P T Aが集めて4地区で説明会やったでしょう。その結果、アンケートで6割以上の方が先川でいいという回答が出てるといことは、もうご存知だと思うんですよ。ですからこの、なぜ用地として皆さんのビラに掲載されたのかというのを聞いているんですよ。それじゃだめなんですか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そのビラの件に関しては、経緯としてもそういうふうなことで、町長のところまで行かなかったんだけど、そういうふうなところに行動を移そうと直前までいったというふうな事実はあったというふうに承知はしています。

このビラを出した後に、私達はなんでそういうふうな意向を示したのかということで、こういう意見を持っていますということで、まずビラを出して、これは議会でいうことではないと思いますけど、議員活動の中のお話ですけども。それで一応その全戸のというか、新聞の折り込みのなかにビラを入れた中で、一応何か意見があったら寄せてくださいということ。それから該当するといいますか、仁科地区の区長さんたちの中、私達はこういうふうなことで反対票を投じましたということで、協議会というか説明会を開いて意見を聞きました。その中にはP T Aの役員さん達も来ていまして、その中になんてことをしてくれたんだというふうな意見というか、そういったことはなかったように思いました。とんでもないことをしてくれたなということは、なかったように思っております。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ありますか。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 先ほどから、何か開発行為についていろいろ議論があつて、盛土はもうだめだということを言われる議員がおられますけど、この盛土の開発行為ですね、今回の令和4年から4月から施行されると言ってるけど、ここに新たに加わってくるのは自己の業務の要に供する建築または建設に要する目的で行う開発行為ですね。ということは、この都市計画法における自己の業務に要する開発行為ってのは、こういうあれがあるんですよ。

○議長（山本智之君） 芹澤議員、発議者に対するの質疑で。

○4番（芹澤 孝君） 自己の業務の要に区分される建築物等は経済的に自己の業務に係る経済活動に使用するものに限定されると。だから建築物は、その上に建てる建物というのは制限されるわけですよ。制限されるということは、制限される建物というのは、保育園、こども園、学校はそこに当てはまらなければ、開発行為はできるわけですよ。そういうこ

とを山田議員は理解してましたか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 議員おっしゃられるとおり、いろいろなところで、法の理解をしなければならぬというふうなことは、わかりました。ですから今、経済活動によるものとか、そういったものでこども園とかが、これが除外されるんじゃないかというふう思います。ですから、このこういったことを一つ一つ取って見ても、いろんなことを検討していかなければならぬのかなというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） あとそれと、ここに協議結果として、急傾斜地崩壊危険区域が含まれると書いてあるわけですね。この急傾斜地危険区域というのは、この急傾斜地警戒法と言いましたかね、そこに特例があるわけですよ、特定開発行為として。それで特定開発行為として何が許されるかという、非常災害のために要する応急措置、これは当然盛土をするということは非常災害に対する応急措置なんだから許される。

それと、もう1件、もう継続中の既に始まっている事業については許されるということはあるんだけど、山田議員、こういうことは理解していますか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 1月19日の全協の冒頭にも、裏山の急傾斜地対策施設は、平成14年から15年に整備されたもので、土砂法改正後の基準を満たしていない可能性があるため、今後の調査により土砂災害特別区域レッドゾーンに指定される可能性があり云々というふうな話もありましたので、いろいろなことでそういうふうになるのかなと思いました。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 最後に、こういう特定開発行為を行うについては、国、地方公共団体は、その県知事と協議するにおいて整ったということで行為は認められるということになっているわけですよ。別に許可が必要なわけじゃないですよ。そういうこと理解してましたか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そこまでの正直、そこまでの深いところまではちょっとわからない部分もありましたけども、そのへんはちょっと勉強不足なところもあったかもしれません。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 先ほどの増山議員のですね、こども園のPTAに関する関連の質問な

んですけど、仁科地区のこども園のPTAは、同一敷地に建設するという要望だというふうには聞いています。ただ、同一敷地ありきで先ほどから出てますけども、それが津波浸水域であっても、やはり同一敷地に建設するのがいいというふうに容認されているのかどうか。これの確認、あるいは確認したことがあるのか。それからもしそういう確認ができていないとすれば、PTAのこども園のPTAの諸君がですね、本当にこども園、新たに建てるのに津波浸水域外でもいいよと、彼らをそういうふうに説得できるというふうにお考えですか。

その2点、お願いします。

○議長（山本智之君） もう一度、高橋議員。

○5番（高橋敬治君） こども園のPTAが同一敷地にこども園を造ってくれという要望書を出すということですけど、それはあくまで津波浸水域外、津波浸水深よりも高い所に造るのが前提じゃあないのかなというふうに私は思っているんですけども、最悪突き詰めていって、場合によっては津波浸水域でもかまわないよというふうに思われているかどうかということについて、山田議員は確認したことはありますか。

それからもし山田議員案でいって、こども園が津波浸水域、同一敷地内だけでも、津波浸水域だということになった場合に、それを説得できると思ってますか。という2点です。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 同一敷地内に津波浸水域内ということが前提でというふうなことで、確認しているかということですよ、一つは。それは、そこまでの確認はできていなかったと思います。PTAの方もそういったことではないかと、いろいろな対処をしながら安くやってくれというふうなことだったと思います。

次に、説得できるかどうかというふうなことですけども、最終的に結果が出た場合には、説得、できるだけ説得していきたいと思っています。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

ありませんか。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時14分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

質疑ありませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） もう1点確認させてください。先ほどから同一敷地であれば、こども園も津波浸水区域でもかまわないということで言われてますけども、同一敷地ということで拘るとすればね、今回中学校は賀茂に行きました。例えば賀茂に同一敷地で集合させるという考え方もあるわけですけども、この同一敷地というのは、あくまで今考えている仁科小学校、西伊豆中学校の跡地、敷地ということですか。それとも一番当初の質問で言っているように、同一敷地であれば、それ以外の、例えば宇久須も視野に入れているのか。それを最後にちょっと答えてください。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 同一敷地内は、西伊豆中学校、西伊豆小学校の跡地ということで考えています。それ以外はいろいろなことが過去においてもいろいろ上がってきましたけど、その度ごと没になっている案ですから、とにかくこれで検討するということです。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ありますか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） もう1点お聞きしたいのは、ここでは現状では地域住民の声を反映する手立てが不十分というふうに謳われていますけど、山田議員はどのような形を取れば充分になるのかというのを教えてもらいたんですけど。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それは、これは私の考え方ですから、それが全部の人に合っているかどうかはよくわかりません。しかしながら、私は前回の、去年10月の時でしたか、その時も言いましたけども、文部科学省で出している公立小学校、中学校の適正規模、適当配置等に関する手引きとかそういったものが、これは一番新しいわけなんですよ。これでいくと、学校統合の検討に係る全国の取組みの中では、保護者や地域住民のニーズ、意見を聴取するためにアンケートや公聴会、パブリックコメント等を行うというふうなことが先進事例で多くあるというふうなことが言われております。

確かに保護者に対するアンケート等は行われていますけども、これだけ確かに価格だけが独り歩きしてということがありましたけども、すでに独り歩きしていますので、地域住民に対しても、意見を聞いたりアンケート取ったりということも必要なのかなというふうには思

っております。

さらには、近隣でどんな形でやっているのかなというのを少し調べてみたら、下田のほうの中学校統合、これもやっぱりいろいろと問題になっていると思いますけども、その検討する方針としまして、方針を明確に示した上で、保護者、地域住民等に対する説明会を開催されることとか、意見を聴取するための取組みとして保護者説明会の開催とか、市長と語る会の開催とか、アンケート等の実施、こういったものを上げております。

こういった面において、いささか西伊豆町の場合は、若干そのへんの部分が確かにその数かね、やったとしても数が足りないのかなというふうなことも言われるかもしれないですけども、実際少し実施してみたらというふうに思うのが私の見解であるということです。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

山田議員、席に戻ってください。

これで質疑を終わります。

○議長（山本智之君） これより、討論を行います。

先に、原案に賛成者の発言を許します。

原案に賛成です。

ないですか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 今回の補正予算において、賛成討論しますが、いろいろ議論された中で、この認定こども園建設はやはり早急に方向性を示すべきだというふうに考えております。反対の意見もいくつかありましたけども、私は、そのためにも小中学校の建設と別に認定こども園の建設を進めるという当局の考えを尊重し、この補正予算案に賛成いたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

原案及び修正案に反対者の発言です。

ありませんか。

発言者ありませんね。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

原案に賛成者です。

11番、増山勇君。

○11番(増山 勇君) 今回のですね、補正予算について特に認定こども園の一日も早い完成、そして建設について、当局は先川案を提示されているわけですね。これはまあいいです。討論ですから。一日も早い建設を望んで賛成いたします。

○議長(山本智之君) 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

1番、堤豊君。

○1番(堤 豊君) 私は議案第2号令和2年度西伊豆町一般会計補正予算(第10号)に対する修正動議に賛成の立場で討論します。新型コロナのパンデミックは全世界に広がり、先が見えない状況があります。11都道府県に緊急事態宣言が発令されています。経済環境は悪化を辿り、失業者の増加や雇用も厳しい状況があります。また、西伊豆町の人口減少は歯止めがかからなく、園児、生徒数は減り続けています。

本修正動議は、前回に比べ町を取り巻く環境がさらに悪化し、緊急事態を発令しなければならない状況に近づいていると考えます。本年1月26日西伊豆町観光協会、商工会から経済支援の要望があったと思います。観光業者、商工業者ほか、飲食業など西伊豆町以外からも全域で助けてください、悲鳴を上げています。財政状況は厳しい状況と思われませんが支援をしてほしいとの内容であります。

日銀の黒田総裁が述べています。日本の財政は極めて深刻な状況であると言っております。認定こども園は仁科の同一敷地内にするとは理解しております。総工費を抑えるべく、既存施設を有効活用し、修理や改築なども検討する必要があると考える。関連であります、文教施設等整備の設計については、広く公募するなど投資額を抑える必要がある。業務委託や建築物の設計者を選定すべく、複数の方に目的物に対する企画、提案をしていただいて、その中から優れた提案をした方に見積を提出いただく。要するにプロポーザルが重要と私は考えております。

緊急事態の中、町の課題の優先順位を町民全員に問い、そして事業を進めていくのが大切ではないでしょうか。先人達が築き上げたこの町を、次の世代に引き継ぐことが我々の使命であります。隣接する松崎町と連携し、よく話し合っって協力体制を作ることも重要ではないでしょうか。

以上より、修正動議に賛成いたします。

ありがとうございました。

○議長(山本智之君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長(山本智之君) 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） まず初めにですね、今日の定例会において急にずさんな資料が配布されて、私と同僚議員はたいへん迷惑しているわけで、あれによって誹謗、中傷または大げさに言えば政治生命が絶たれるかもしれないようなね、ずさんな資料を渡し、それで自分らを正当化し、この事業を正当化しようとする姿勢はいかかなものか。

また、次に、この修正理由として賛成する理由といたしまして、当局は小中学校及びこども園を同一敷地に建設をした場合、こども園は津波対策上、盛土をしなければならず、それに付帯する工事が当初の計画より約3億5,000万円増になるとの見込を受けて、先川区でこども園の建設をすれば現地の状況から建設費が下がるとの提案理由であります。当該区の、当該地区の地質調査もされていない状態であり、根拠となる建設費の明示も一向にされておられません。

同一敷地内に建設を原案と呼ばせられますけど、原案のこども園の敷地は静岡県GIS（静岡県地理情報システム）によれば、大地震時こども園の原案場所は、地質は礫で液状化の可能性なしとされていた場所でしたが、地質調査をした結果、軟弱地盤で液状化が見込まれるため、前日の追加の杭打ち及び杭打ちの工法変更、擁壁の高さの変更は必要とされ、約3億5,000万円の追加が必要となりました。

一方、先川候補地は、地質は泥質で、すでに液状化の可能性は中とされている場所であり、原案より条件が悪い場所です。確固たる防災対策、洪水対策を取った場合、盛土3.5メートルは必要になることから、こども園の造成の費用は原案と同じかそれ以上となることが予想されます。

また、昨年11月下田市は、市庁舎建設を新型コロナウイルス感染拡大に伴う財政悪化と、建設予定地は、県が平成31年3月に公表した稲生沢川流域浸水想定区域内にあり、最大2.2メートルの浸水が想定されていることから、防災対策の計画は不十分であるとして延期しました。

洪水被害が頻発している昨今、洪水に対する認識を新たにさせられるような、このような英断がなされました。翻って当町も同様に平成31年3月に仁科川流域は洪水浸水想定区域内に指定され、先川の当該区域は浸水想定3.2メートルから3.5メートルあります。洪水対策が十分に考慮されない洪水浸水想定区域前、指定前である平成31年前に建設されました西伊豆消防署を引き合い出し、同じ建設方法で建設すれば安価に済むとして、浸水想定3.2メートルの所に盛土を1メートルで充分としてこども園の建設を計画するのは、防災対策に対する認

識は不十分としか言いようがありません。

文教施設建設は、ビジョンを持った町づくりの一環ですから、保護者の意見を重視しつつもその他町民の意見も吸い上げることが求められます。工事費だけを考えて、出して衰退していく町を見ていくよりも、まちづくりが御座なりでないとと言われるような近隣に誇れるこども園、小中学校を同一敷地に建設すべきだと考え修正案に賛成いたします。

以上です。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

○議長（山本智之君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

修正案も、原案も賛成者のみです。

もう一度、繰り返します。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 私は、議案第2号「令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）」に賛成の立場で討論させていただきます。1月19日の全員協議会で下田土木事務所都市計画課との協議結果において、文教施設統合の当初計画予定地については、急傾斜地崩壊危険区域が含まれるため、都市計画法施行令の一部改正により令和4年4月1日以降は計画どおりの盛土行為ができなくなり、盛土造成して認定こども園を建設することは難しいことが明らかになったとの報告があります。

これは先ほど来、質疑の中で出ています。素人の解釈ではなくて、認可を出す県の見解があります。また、小中一貫校予定地についても、町の方向性が決まらない限り、既存設備を解体して新たな設備を建設できるか否かの結論が出せないということであれば、こども園と小中一貫校を同一敷地に建設することは断念し、こども園は別な場所に建設せざるを得ません。認定こども園の津波浸水区域外への移転は東日本大震災以降、声高に叫ばれ、そしてPTA、町民を含む皆さんの悲願であります。購入予定地は津波浸水区域外にあり、町の中心地でもあり、認定こども園建設に適地であると考え、原案に賛成いたします。

○議長（山本智之君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

○議長（山本智之君） これより、議案第2号令和2年度一般会計補正予算（第10号）について採決します。

まず、本案に対する7番山田厚司君から提出された修正案を採決いたします。

この修正案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、修正案については、可決されました。

○議長（山本智之君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

○議長（山本智之君） 修正部分を除く原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり決定されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第5、議案第3号 令和2年度西伊豆町水道会計補正予算（2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第3号 令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度西伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

第1款水道事業収益、2億1,796万8,000円、0、2億1,796万8,000円。

第1項営業収益、2億317万6,000円、△3,300万円、1億7,017万6,000円。

第2項営業外収益、1,479万円、3,300万円、4,779万円。

令和3年1月27日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（松村圭吾君） それでは、議案第3号令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（2号）について説明させていただきます。

今回の補正は収益的収入及び支出の収入で、先ほど一般会計補正予算で可決していただきました一部に関連するもので、町の新型コロナウイルス感染症対策の一環として水道料金2月分の免除無料化に伴いまして、免除する水道料金を、営業外収益として一般会計から繰り入れるものです。

2ページをお願いします。

令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算実施計画収益的収入及び支出の収入です。

款、項につきましては、先ほど町長から説明がありましたので、省略させていただきます、目から説明させていただきます。

補正予定額、計の順に読み上げます。

1款1項1目給水収益、3,300万円の減、1億6,914万9,000円。2項5目、他会計補助金、3,300万円、3,300万円。

3ページをお願いします。令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算明細書、収益的収入及び支出の収入です。

1款水道事業収益、1項営業収益1目給水収益、補正予定額3,300万円の減は、免除する水道料金を営業外収益として一般会計から繰り入れることによる2月分の水道料金の収入分を減額するものです。1節上水道使用料で2,357万円、2節簡易水道使用量で935万5,000円、うち大沢里簡水が39万5,000円。宇久須、安良里簡水が900万円。3節飲料水供給施設使用料3万5,000円をそれぞれ減額するものです。

2項営業外収益、5目他会計補助金、補正予定額、3,300万円の増は営業収益で減額しました水道料金の収入分を営業外収益として一般会計から繰り入れるものでございます。

4ページをお願いします。

4ページから7ページまでが令和元年度西伊豆町水道事業貸借対照表です。内容につきましては、省略させていただきます。

8 ページをお願いします。

8、9 ページが令和元年度西伊豆町事業会計損益計算書です。こちらのほうも、決算書と同じでございますので、説明は省略させていただき、10ページをお願いします。

10から12ページが、令和2年度西伊豆町水道事業会計予定貸借対照表です。令和元年度の決算貸借対照表に今回補正予算案を反映させ、令和3年3月末の予定値を示したものでございます。

11ページをお願いします。

11ページの少し真ん中より少し上になりますが、左欄の資産合計が右の23億7,386万4,697円をご確認いただき、次の12ページをお願いします。

最下段の負債資本合計が23億7,386万4,697円が10ページの資金合計と同額であることをご確認くださいましたら、13ページをお願いします。

令和2年度西伊豆町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書です。令和2年3月末の予定値を示しております。下段の資金期末残高が、4億1,010万2,953円、戻っていただきまして、11ページをお願いします。

11ページの上段、2 流動資産（1）現金預金こちらの4億1,010万2,953円、こちらと同額ということをご確認いただき、議案第3号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

○議長（山本智之君） 8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 2つあります。請求書は、ふだん2ヵ月単位ですけど、これはどうなるんですか。例えば1ヶ月分抜いたので請求書が来るということですか。それともう1つはですね、滞納者に対する対応というのがどうするんだと。町の回覧板にも出てきましたけど、具体的にどういうふうにするんでしょうか。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（松村圭吾君） 今回減免無料になるものは、今回検針をした分でありまして、11月半ばから12月、1月半ばの検針をした分で2ヵ月分でございます。皆さんの所には検針

表といって細長いつるつるした紙が届いておると思いますが、それがその分に金額が出てますけど、その分を減額しますということで、対象になる方の所には請求書等も口座からの引き落としもしない方針でおります。

滞納者は対象にならないということなんですが、企業課のほうとしては、滞納のある方に関してもいろいろと事情があると思いますので、取り敢えず連絡してくれば、できるだけ対象になるように相談に応じていきたいと思っております。

例えば高額の対象者に対しましても、全額は無理でしょうから、一部これぐらいだったら納められますかというのは交渉の中で話をするなり、今後毎月いくらぐらいでも分割でいいから納めてくださいという約束を取った中で、対応はしようかとは思っておりますが、一切連絡のなくて、そのまま滞納の方というのは、どうしても対象外にせざるを得ないということでございます。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今、課長のほうから減額というお話がありましたけど、減額に関しても、この予算上は減額はいたします。一般会計のほうで繰り出しをして補填をします。請求者の皆さまには減額をするのではなく、請求をしないという形を取りますので、そのへんをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ありますか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） もし仮に、この3,300万円が繰り入れられなかったら、1年間でどれぐらいな赤字になるのか。水道会計が、もしこれ3,300万円が繰り入れられなかったら、一般会計から。その点と今後これ2ヵ月分やったんだけど、この先また同じようなことをやる考えがあるのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 赤字の部分につきましては、収益からこの3,300万円を引けば出ると思っておりますので、担当課長のほうから答弁させますけども、今後につきましては、今回国のほうの第3次が来るということを見込んでやっておりますので、国のほうからそういった支援が今後も来るのであれば、検討する必要があるかと思っておりますけど、単独でこういったものをずっとやり続けるということに関しては限界がございますので、今の現段階では国の支援がどうなるかわかりませんので、お答えすることはできません。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 金額のほうですが、あくまでもこれは調定ベースですので、実際にいくら入るかかどうかというのは今後の部分になってきますけれども、そのまま補正予算の数字どおりで3,300万が減額なり年間の収入としては1億7,000万ぐらいの収入になるだろうという見込みは立てております。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） ちょっと勘違いをしている所がありましたけども、13ページのキャッシュ・フローであくまでも予算ベースですけれども、今純利益は2万5,000円しかありません。当然その3,300万が一般会計から貰えなくて、水道事業会計のほうから出すということであれば、もうそのままもうそのものがほとんど赤字ということになっておりますが、実際、実績でいきますと去年も決算ベースでは2,800万ぐらいの黒字にはなっております。ただ、この3,300万を身銭になるというのと、今年度やはり決算の途中ですけども、収入はだいぶこのコロナの関係で減っておりますので、確実に赤字になるのではないかと推測はしております。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） これは企業会計になると思いますけども、3,300万の消費税なんかはこれに関しては掛かってくるんですか。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。一般会計からの繰入金を今回、特定収入ということで課税対象になります。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） そうすると、消費税10パーセント、10パーセント掛ければいいわけですか。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長(村松圭吾君) 予算のほうは税込みですので、3,000万に300万の消費税入って3,300万の収入を見込んでおります。

○議長(山本智之君) ほかに、質疑ありますか。

5番、高橋敬治君。

○5番(高橋敬治君) 滞納者については、先ほど連絡あれば、その内容に応じてということですけども、先ほど一般会計の中でこう出てましたけど、この水道料の減免というか、無しにするというのはコロナ対策の一環であるという、そういう大義名分だとすれば、滞納の理由があまりにもあくどい悪質であればこれ別ですけども、この期間やはり滞納してようがしてまいが水道を使ってコロナ対策をするということからすればですね、なるべくこれは勘案、そのへんを勘案してもらいたいと。これは要望しておきたいと思います。

○議長(山本智之君) 町長。

○町長(星野浄晋君) はい。議員おっしゃるとおり、そういった手洗い、うがいに使われるということでコロナ対策ということで謳っておりますので、あくまでも経済対策でございますので、先ほど課長が答弁したように、その件については柔軟に対応させていただいて、ただ悪質なものについて全く支払う気がないような方については、ご遠慮いただきたいと思います。それ以外に関しては個別相談で対応したいというふうに思っております。

○議長(山本智之君) ほかに、質疑ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(山本智之君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(山本智之君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(山本智之君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第3号 令和2年度水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定すること

に賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（山本智之君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和3年第1回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さま、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員